

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 柳村 一

- 1 日時
令和元年 10 月 23 日(水曜日)
午前 10 時 1 分開会、午後 3 時 41 分散会
(うち休憩 午前11時51分～午前11時51分、午後 0 時 5 分～午後 1 時 1 分、
午後 3 時 8 分～午後 3 時 8 分、午後 3 時 9 分～午後 3 時 23 分)
- 2 場所
第 3 委員会室
- 3 出席委員
柳村一委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、千葉秀幸委員、城内よしひこ委員、
高橋穩至委員、千葉絢子委員、斉藤信委員、小西和子委員、上原康樹委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
赤坂担当書記、須川担当書記、鈴木併任書記、森田併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 文化スポーツ部
菊池文化スポーツ部長、岩渕副部長兼文化スポーツ企画室長、
藤田参事兼スポーツ振興課総括課長、木村ラグビーワールドカップ2019推進室長、
中村文化スポーツ企画室企画課長、高橋文化振興課総括課長、
佐藤文化振興課世界遺産課長、
高松ラグビーワールドカップ2019推進室大会運営課長
 - (2) 教育委員会
佐藤教育長、佐藤教育次長兼教育企画室長、梅津教育次長、
大畑教育企画室教育企画推進監、山本教育企画室予算財務課長、
新田教育企画室学校施設課長、山村教職員課総括課長、
金野教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
高橋教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、
木村学校調整課首席指導主事兼総括課長、
軍司学校調整課首席指導主事兼産業・復興教育課長、
藤澤学校調整課特命参事兼高校改革課長、
橋場学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長、

小久保学校教育課総括課長、小野寺学校教育課首席指導主事兼義務教育課長、
里舘学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、
高橋学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長、
清川保健体育課首席指導主事兼総括課長、
佐藤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、
岩渕生涯学習文化財課首席社会教育主事兼文化財課長

(3) 政策地域部

小野副部長兼政策推進室長、工藤学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

議案第25号 平泉の文化遺産ガイダンス施設(仮称)新築(建築)工事の請負契約
の締結に関し議決を求めることについて

(3) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和元年度岩手県一般会計補正予算(第1号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費

第5項 特別支援学校費

第6項 社会教育費

第2条第2表中

1 追加中 11

イ 議案第24号 岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

ウ 議案第32号 岩手県立野外活動センター災害復旧(建築)工事の請負契約の締
結に関し議決を求めることについて

エ 議案第35号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定め
ることに関し議決を求めることについて

オ 議案第36号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定め
ることに関し議決を求めることについて

(4) 政策地域部関係審査

(議案)

議案第1号 令和元年度岩手県一般会計補正予算(第1号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第9項 私立学校費

(5) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○柳村一委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行います。さきの委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたします。

次に、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第25号平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋文化振興課総括課長 議案第25号平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることにつきまして御説明いたします。

議案（その2）の33ページをお開き願います。あわせてお手元に配付しております資料2ページをごらん願います。

工事名は平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）新築（建築）工事。工事場所は西磐井郡平泉町平泉地内。設計金額は9億2,246万円。請負金額は8億6,130万円であります。請負者は株式会社平野組。工期は540日間、今年度から令和3年度までの間で行うものでありまして、その下が完成後のイメージ図となります。

なお、3ページに入札結果説明書、4ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 平泉の文化遺産ガイダンス施設の内容について、もう少し詳しく、わかりやすく説明いただきたい。

○高橋文化振興課総括課長 平泉の文化遺産ガイダンス施設につきましては、六つの機能を入れ込むこととしております。一つ目はガイダンス機能、二つ目は展示、情報発信機能、三つ目は体験、学習機能、四つ目は収蔵、保存管理機能、五つ目は調査研究、情報収集機能、六つ目は管理運営、プロデュース機能を入れ込むと予定しております。

○佐藤世界遺産課長 資料に基づいて、追加で説明させていただきます。

○齊藤信委員 どうぞ、説明してください。

○佐藤世界遺産課長 参考としてお配りしております、お手元の資料で御説明させていただきたいと思います。

1 ページ目は概要でございます、これまでの検討経過、整備スケジュールについて記載しているとおりでございます。

2 ページ目は施設の外観のパースイメージ等でございます。右下に平泉駅との位置関係の地図がございますが、平泉駅の北東、北上川沿いに位置しております柳之御所遺跡に隣接する場所に計画しております。平泉駅からは1キロ弱の距離にあり、徒歩で10分ぐらいの位置でございます。上のパースイメージが、柳之御所遺跡側から見た図でございます。一方、南側には駐車場がございます、駐車場側から見ますとこのようなイメージになるものでございます。なお、この場所につきましては、昨年12月まで柳之御所資料館があったところでございまして、現在解体工事については完了しております。

3 ページ目では展示の考え方について説明させていただきます。左上の整備基本計画につきまして、平成30年6月に策定しており、それに基づきまして昨年度、展示の基本方針を1、2、3、4、5といった形で作成しております。平泉のガイダンス・インフォメーションの展示、ガイダンス映像、CG等の技術を生かした展示、出土資料などは柳之御所遺跡になりますけれども、その意味と背景がわかる展示等について設計で作成しております。

コンセプトとしましては、誰もが世界遺産平泉の歴史・文化とその魅力に触れ、平泉への導入として訪れた人の心に残る（響く）展示でございます。ここを入り口としまして、平泉の文化遺産の、中尊寺、毛越寺等の五つの構成資産について見ていただくことを考えております。

4 ページ目は、展示、移動経路等のレイアウトイメージでございます。上の箱囲みは全体図でございます、色づけしてある全体図の右側に当たる場所を一般の方に公開しようと考えております。左側につきましては、管理及び出土品の収蔵等のスペースになっております。

左下のメッシュの場所が入口になりまして、そこからインフォメーションを通りまして、受付カウンターなどがございますけれども、INと書いてあるところから展示室に入りまして、シアター等をごらんいただいて、青の部分で世界遺産の概要をつかんでいただきます。緑の部分につきましては、柳之御所遺跡の出土品などを中心としたガイダンスとしております。なお、年に何回かは企画展示などを予定するためのスペース、企画展示室も設けております。体験・展望展示からは遺跡公園等をごらんいただける仕組みになっております。

○齊藤信委員 世界遺産平泉の導入部の大事な施設となりますけれども、柳之御所遺跡中心の中身ですよ。世界遺産とのかかわりで、この施設はどのような役割を持っているのか。

もう一つは、平泉町独自の施設との関係、連携はどうなっているのか。

また、管理運営の体制、人員、年間の維持費はどうなっており、財源はどう見込まれるのか示してください。

○佐藤世界遺産課長 ただいま3点について御質問いただいたところでございます。

まず一つ目の世界遺産における施設の役割でございますけれども、世界遺産のガイダンス施設につきましては、これまで平泉町の文化遺産センターなどいろいろな施設がありましたが、今回、平泉の文化遺産ガイダンス施設に集約して、平泉の世界遺産のガイダンスを行うという考え方でございます。

また、柳之御所遺跡につきましては、従来、柳之御所資料館で、柳之御所遺跡のガイダンスを行っておりましたので、その機能を継続するというところでございます。

続きまして、平泉町の施設との役割分担及び連携等でございます。ただいま申し上げたように、世界遺産のガイダンス機能は平泉の文化遺産ガイダンス施設に集約していくと考えておまして、平泉町の既存の施設との連携につきましては、例えば共同の事業を行う、資料のレプリカ等をつくりながら共通の展示を行うといったことにつきまして、今後、平泉町と協議してまいりたいと考えております。

それから、3点目の管理運営につきましては、現在検討中ございまして、今後、詳細を詰めてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 3番目の管理運営について、これから詰めるということとしても、施設はつくるわけで、私は詰めたことを聞いているわけではありません。予算、決算の審議をしているわけではないので、人員は大体30名程度といった、維持管理費等の概略を聞いているので、それを示してください。

○佐藤世界遺産課長 管理の体制でございますけれども、先ほど高橋文化振興課総括課長から申し上げたように、平泉の文化遺産ガイダンス施設は、六つの機能を中心的に担っていくということからしますと、それを実現していくために必要な人員、体制を今後検討していかなければならないと考えております。具体的には現在柳之御所遺跡の調査、公園整備、それから世界遺産に関しまして教育普及等をそれぞれ文化振興課、あるいは教育委員会で実施しておまして、そうした中で必要な人員を検討してまいりたいと考えております。

管理運営の費用でございますけれども、まだ試算の段階でございますが、具体的には申し上げにくいところでございますが、例えば事業費は、展示等を委託している業者、設計を委託している業者等で算定したものでございますけれども、世界遺産、それから遺跡を両方持っている類似施設を参考に試算させていただきますと、年間約6,000万円と出されております。

○斉藤信委員 平泉の文化遺産ガイダンス施設をつくるという議案が出されて、基本構想、基本計画まで決まっているのだから、施設がどう管理運営されるか、人員体制も含めて、示されるべきだと思います。東日本大震災津波伝承館に比べれば小さな規模だと思うけれども、運営委員会をつくって、ボランティアを組織して、しっかり説明しようという体制

もあるわけなのです。調査研究機能もあり、教育の機能もあることになると、管理棟は結構な施設になりますよね。だから、建物はしっかりしているのだと思うのですが、その機能を果たす人員の体制、ボランティアの体制、また、直営なのか、委託なのか、そして運営委員会はどう検討されているのかについてはいかがですか。

○佐藤世界遺産課長 直営及び委託につきましては、先ほど申しあげましたように、現在検討中でございますが、早急に決めてまいりたいと思っております。

それから、施設の運営委員会でございますが、現在、既に関係自治体等で構成している岩手県世界遺産保存活用推進協議会という世界遺産に関する協議会組織がございまして、そうしたものの等での議論等も参考にしながら、運営委員会を検討していきたいと考えております。それと、こうした組織には必ず運営委員会がつくようございまして、そのあたりを参考にしながら今後検討していきたいと考えております。

○斉藤信委員 答弁が不十分ですが、いいです。

○伊藤勢至委員 平泉の文化遺産ガイダンス施設の概要を初めて見させていただきました。施設の目的として、藤原三代の100年間を主に展示し、ガイダンスをするということなのでしょうか。言いたいことは、県立博物館の中にも平泉に触れる分野のスペースが結構あって、中身も濃いと思うのですが、県立博物館との整合性といいますか、お客様をどう誘導するかということはどう考えているのでしょうか。

○佐藤世界遺産課長 平泉の文化遺産ガイダンス施設におきましては、平泉の世界遺産の内容に特化した展示等を行う施設で計画を進めております。伊藤勢至委員御指摘のとおり、県立博物館には奥州藤原氏の展示、平泉の展示等も既にあるわけでございますが、県立博物館につきましては岩手県の歴史の中で平泉を理解していただくという考え方でございます。平泉の文化遺産ガイダンス施設につきましては、世界遺産平泉を理解していただいて、そして施設を入りに中尊寺等の各遺産を回っていただくということで考えております。

○伊藤勢至委員 物事には原因があり、経緯があって結果があると思っております。100年の平泉を説明するに当たって、平泉がどういう経緯でできたのか、そして最後はどう終わったのかを言って、見る人に初めて説明がつくと思うのです。始まりは仮に置いておくとしても、本県の偉人の一人である宮沢賢治は決して人をくさしたことがない人なのですが、源頼朝を大盗人と言ってくさしているわけです。それは、藤原三代を盗んでいった大盗人という意味です。それについては金色堂の前の小さな石碑に、梅原猛が書いた本の中の一節が書いてあるようになりました。そういった部分をアピールしていくことも必要ではないのか。

我が岩手県は中央に対して5連敗という説を唱えている先生方がいるわけです。まずアテルイがやられた、安倍一族がやられて、藤原三代がやられて、九戸政実がやられて、戊辰戦争という中で、大盗人の中の一つとして、中尊寺にあった紺のベースの紙に金の字、銀の字を書いた紺紙金銀字交書一切経を源頼朝がかっぱらって行って、高野山に展示をしているという話がありますが、これはぜひ岩手県人に伝えていかなければならないことで

す。こっちから持っていたものなのだから、いつかのときには返してもらわなければならない。そういう歴史まで含めて、どこかで辛口の標語を入れるぐらいのものがあるべきだと思いますし、それがなければ、せっかくの岩手県の歴史を忘れてしまう。それでは意味がないと私は思うのですが、いかがなでしょうか。

○佐藤世界遺産課長 先ほど参考でござんいただきました資料の4ページでございますけれども、ただいま伊藤勢至委員御指摘の奥州藤原氏の滅亡時の考え方につきましては、4ページ、右上の緑の部分のエピローグ、遺す・伝える柳之御所遺跡にございまして、従来は余りスポットが当てられておらなかった柳之御所遺跡、奥州藤原氏の滅亡で御紹介できればと考えております。

また、始まりにつきましては、同じく緑の部分の、青からスライドしていき、プロローグがありまして、ここに奥州藤原三代は一体何者なのかという歴史的なことにつきまして説明を行いたいと考えております。

また、高野山で所蔵しております紺紙金銀字交書一切経につきましては、現在ほとんどの巻を高野山が所有していることになっておりますが、4ページの同じく右下にちょっとしたイラストを載せさせていただいておりますが、この上に紺紙金銀字交書一切経のバナーみたいなものをつけて、紺紙金銀字交書一切経の意義、価値づけというものを十分図ってまいりたいと考えております。

○伊藤勢至委員 エピローグの部分について、藤原三代は平泉で終わったとなっておりますが、実は藤原義経は終わっていないで、宮古、下閉伊方面に来て、それから北海道まで渡り、そして中国に行つてチンギス・ハーンになったという辺までは行き過ぎかと思いますが、いずれ我々の地域も通つたという伝説になっています。したがって、平泉で終わったことにするのか、終わらないで、実はそういった説もありますぐらひは触れておいていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○佐藤世界遺産課長 ただいま伊藤勢至委員から御指摘いただいた点も踏まえまして、内容を検討してまいりたいと考えております。なお、藤原義経につきましては平泉の重要なテーマだと考えておりますので、企画展示などの機会などにも使えるのではないかと考えております。

○千葉絢子委員 一つお伺いしたいのですが、この施設の展示の中身について、今回監修はどなたがなさるのでしょうか。

○佐藤世界遺産課長 展示の中身の専門的な部分につきましては、岩手県教育委員会で、教育長が出席しております平泉遺跡群調査整備指導委員会という、柳之御所遺跡、平泉の無量光院跡といった調査及び整備についてここ20年ほど御指導をいただいている機関がございまして、そちらの委員会にこの施設、展示の内容につきまして御指導いただいております。

○千葉絢子委員 御存命の際は、大矢邦宣先生も、世界遺産登録の推薦書の作成などにはかわつていらつしゃいました。あと工藤雅樹先生もいらつしゃつたと思いますが、現在、

この会長はどなたがなさっているのでしょうか。

○佐藤世界遺産課長 ただいまの平泉遺跡群調査整備指導委員会は13名の委員で構成されて、地元から2名ほど委員に入らせていただいておりますが、会長につきましては前に奈良国立文化財研究所の所長をされた田辺征夫先生がやられております。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から台風第19号災害に伴う被害の状況について発言を求められておりますので、これを許します。

○岩渕副部長兼文化スポーツ企画室長 台風第19号災害に伴います文化スポーツ部が所管する県営施設の被害等の状況について、口頭のみで御説明させていただきます。

まず、被害の状況でございますが、県営運動公園内で倒木が4本ございました。また県営屋内温水プールでは一時的に停電が発生しましたが、すぐに復旧し、開館しております。

次に、ラグビーワールドカップ2019釜石開催につきましては、既に御案内のとおり、釜石鶴住居復興スタジアムにおいて開催予定でございましたナミビア代表対カナダ代表の試合が中止となったところでございます。

以上が文化スポーツ部における台風第19号災害に伴う被害の状況等でございます。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○城内よしひこ委員 今の台風第19号災害の被害の中で、関連してお伺いしたいのですが、ラグビーワールドカップ2019釜石開催が2試合の予定でしたが、1試合になりました。1試合なくなった分の地元への被害、経済的ダメージも含めてお伺いしたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○木村ラグビーワールドカップ2019推進室長 ラグビーワールドカップの10月13日の試合中止に伴う影響でございます。組織委員会では、この試合につきまして、台風による影響を注視しながら、当日の朝まで実施に向けた可能性を模索しておりましたので、釜石開催実行委員会では、試合中止が決定するまでは観客輸送、警備、医療救護に向けた準備、そしてファンゾーンの開設に向けた準備も進めておりました。そうした準備に係るものと

いたしまして、観客輸送用のバス約 200 台、警備員、誘導員約 360 人、各交通拠点に配備する備品等の経費、ファンゾーンのゲスト等につきまして当日まで押さえておりましたので、試合実施と同様の費用がかかっております。

あと、実行委員会で運行することにしておりましたライナーバスやシャトルバス、パークアンドバスライドの駐車場についても、有料で事前予約制にしていたところもございますので、申し込みをいただいた際に徴収しておりました利用料約 750 万円につきましては払い戻しすることにしております。

そうした準備の費用等を合わせていきますと、約 1 億円近くになるのではないかと考えております。それ以外の影響については、現在調査中でございます。

あと、釜石鶴住居復興スタジアムの被害関係についてでございますが、スタジアム周辺の山林からの土砂崩れがあつて、西側駐車場に 30 メートルほど土砂が散乱いたしました。その中には大きな石も二つありましたので、先週の雨の影響も考慮されましたので、直ちに撤去し、そして今週に入りまして、西側駐車場の土砂も撤去しております。今週このまま様子を見まして、問題がなければ 10 月 28 日からは西側駐車場を開放予定ということで、準備を進めております。以上です。

○城内よしひこ委員 結構な額の被害でしたが、その被害の損失に対する補償は、ラグビーワールドカップリミテッドを含めて請求は可能なのでしょうか。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長 開催都市で行うことしております観客の輸送等に関する費用について、組織委員会から何らかの弁償といった補償があるかということでございますが、ラグビーワールドカップを実施するに当たりまして、開催都市の役割で観客の輸送の面があったことから、これに関して組織委員会等から補償が出るということは想定されておられません。

○城内よしひこ委員 そこで、今後可能かどうかを含めて提案になりますが、開催できなかった試合を、岩手県あるいはラグビー関係者の力をおかりして、できるような……（「できません」と呼ぶ者あり）関係者にお話をして、そういう動きをとってはいかがかと思えます。それが釜石鶴住居の伝説につながる第 2 のストーリーにつながるのではないかと思うのです。そういったことも検討されてはいかがかと思えますが、いかがでしょうか。

○木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長 中止になった試合にかかわってのお話でございますけれども、報道もされましたとおり、中止された試合につきまして、カナダ代表は 10 月 13 日の午後、釜石市の被災した住宅や道路側溝等の土砂の片づけ、まちの清掃などのボランティア活動を行ったほか、ナミビア代表は被災した宮古市民への激励と市民との交流会を行ったということで、かけがえのないきずなが生まれたということでございます。そして、そういった活動がラグビーワールドカップ公式ツイッターでも全世界に発信され、13 万リツイートということで、換算すると約 1,300 万人がこの活動を閲覧し、両チームの行動が世界中から称賛され、ラグビーワールドカップを主催するワールドラグビーのビル・ボーモント会長からも、カナダとナミビアのチームがプール戦最後の試合が中止

になったことを知ってからわずか数時間後に、釜石でのボランティア活動を支援したことを称賛するという謝意が示されるなど、感動の輪が広まったということがございます。

そして、こういったきずなを生かすため、釜石市民などの有志では、釜石鶴住居復興スタジアムでのカナダ代表とナミビア代表の夢の試合の実現を呼びかける声もあったところでございます。カナダは盛岡市、紫波町がホストタウンになっておりますし、ナミビアは宮古市がホストタウンということで、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた今後の交流も期待されるというところでございます。しかしながら、こういったカナダ対ナミビアの試合を行うことになりますと、カナダとナミビアの選手が釜石市まで来る旅費、国際試合を行うための審判、医師等の確保、有料試合という形の興行が必要となりますので、国際試合の実施を所管する日本ラグビー協会に対して、こういったワールドカップで生まれたきずなを生かすようなことが可能なのかという部分での相談のような形で、働きかけを考えてまいりたいと思っております。以上です。

○城内よしひこ委員 私も代表質問で冒頭にその話をさせていただきました。ラグビーがこの岩手に残したものであるのは大変大きいと思っておりますし、次世代につなげるという意味でも、今検討されている方向で関係者に働きかけるというのも私はありだと思っております。

だめだ、だめだという話ではかなわなかつたろう、ラグビーワールドカップ岩手釜石鶴住居での開催というのが、実際かなっているわけですので、最初からだめだという想定では話は進まない。時間がかかってもいいだろうし、1年後、2年後、あのときはということも含めて、実現に向けて、種まきをしてほしいと思っておりますし、その種は必ずやいい形で花咲き、実るものだと思います。ぜひ前向きに、担当された木村ラグビーワールドカップ 2019 推進室長には引き続き頑張ってもらえればと思います。

○千葉絢子委員 私からは、東京 2020 オリンピックの聖火リレーについてお伺いをしたいと思っております。ルートに当たる市町村を選定されておりますが、どのように選定されたのか、経緯について簡単に御説明ください。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 東京 2020 オリンピックの聖火リレーについて、県内のルート選定の経緯でございます。これにつきましては、昨年来、組織委員会と県で調整し、最終的には組織委員会でお決めになったということでございます。その間につきましては、私どもは基本的に 33 市町村全部の通過を組織委員会にお願いしております。理由といたしましては、33 市町村、全県が被災したという考え方でございまして、復興五輪を招致するという意味合いでございます。

しかしながら、リレーのルートにはいろいろな条件がございます。例えば被災 3 県は、通常であれば 2 日のリレーの日が与えられておりますが、本県は 3 日与えられております。その中でいろいろな警備上の問題、世界遺産など世界にアピールできる場所を回るなどという、さまざま要件がございまして、その中で最大限含めまして 33 市町村全部を回るとお願いした経緯がございまして、結果的にルート等々の事情がございまして、残念ながら

28 市町村にとどまったという状況でございます。

しかしながら、残りの5町村につきましても、オリンピックの盛り上げの意識醸成も含めて、オリンピックとパラリンピックはセットでございますので、共生社会の実現という観点からも、さまざまなイベントを一緒になってやっていこうという形で調整を進めていきたいと考えております。

○千葉絢子委員 選定の際、実施を希望しなかった自治体もありまして、県から何とか手を挙げてほしいという依頼があった自治体もあると伺っております。その際に、役割分担についてどのような御説明をなさったのでしょうか。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 実務的、マンパワー的に無理だというお話もある町村がございましたが、全県的にという形で私どもから打診をしたところ、やりましようとなった経緯がございます。そのときは、役割分担については明確に決めてはいなかった状況でございます。ただし、県、市町村あわせてオリンピックを盛り上げていきたいと思いますという考え方を私どもから説明しまして、市町村の方々も納得していただいていると思っております。

○千葉絢子委員 私がいただいている資料ですと、市町村に提供された際に、役割・費用分担案ということで、警備等への職員、ボランティア等の動員、ミニセレブレーションという出発式と到着式、任意ですが周辺イベントの開催、セレブレーションを開く場合の演者の派遣などということの要請を、ことしの3月25日にしているようでございます。内諾をしてから詳細がわかってきたということですが、まずリレーのワンスロットが約170メートルと短いこと、また公道などに関しては伴走ができないといういろいろな規定があるようでございます。トータルの距離も1キロメートルちょっとである自治体も多く、その際にも、東京並みの警備員を配置することが求められたり、出発式、到着式のセレブレーション、また演者の派遣などの費用が多額になることがわかったという自治体も出てきております。聖火リレールートに選定された自治体から、これに関連して県に何らかの問い合わせ、相談が寄せられたりということはあるのでしょうか。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 役割分担の件でございますが、聖火リレーの通過ルートの時点でのお話でございましたので、若干補足させていただきます。今御指摘のありました費用負担の件につきましては、聖火リレーを実施する際の費用は、当該市町村で見てくださいというのが組織委員会の基本的な考え方でございます。その考え方をもとに、私どもが幾らぐらいかかるかということを経算しました。ただし、組織委員会もしくはその上部のIOCの考え方もありまして、テロ、妨害などという要素も含めるので、ある一定の警備水準はキープしなければならないということでございます。例えば宮古市の宮古サーモン・ハーフマラソンのように、一定の警備のノウハウがある市町村もございますし、資材について自前でできるという市町村もあり、経費の削減の部分につきまして調整している最中でございます。

ただ、多額の費用がかかることにつきましては、私どもも承知しており、市町村からも

そういう声を頂戴しております。聖火リレーはオールジャパンで行われるものですから、国家的もしくは全国的な課題ということで、全国知事会を通して経費の支援をお願いしている最中でございます。

今後は経費の削減について、組織委員会ですとされなければいけませんので、組織体制とか警備をあわせながら、なるべく経費を抑えながら最大の効果を発揮するような聖火リレーということを考えて、進めている最中でございます。

○千葉絢子委員 ある自治体からお聞きした話だと、市町村の負担が数百万円に上るケースが多いということです。市町村にとって数百万円の経費が3月、4月の時点でかかるということであれば、補正予算を組まなくてはいけないわけですね。また、宮古サーモン・ハーフマラソンのお話がありましたけれども、市街地で実施される場合と、そうではない市の中心部ではない周辺部というか、ちょっと離れたところで実施する場合ですと、そこまでボランティアや警備の方を輸送したり、多分子供たちということになるのでしょうか、けれども、ギャラリーも必要ですから、そういった子供たちを現場まで運ぶ手段、多分バスを使うのだと思いますけれども、そういった輸送手段の必要が出てきている自治体もあって、恐らくさらに経費がかさんでいくと推察をしております。

予算の確保、あとは住民への説明に困難を感じるという自治体からの声が上がっておりまして、その際、辞退も検討せねばならない自治体も出てきていると自治体関係者より聞いております。内諾を求めた時点で費用についてのお話をしていたか、していないかというのが非常に大事になってくると思いますし、きめ細かくここは見ていただきたいと思えます。

県内で28市町村になりますと、自治体それぞれが数百万円ずつの負担をすることになると、大きな財政負担になってくると思います。先ほどお話があったとおり、台風第19号災害の被害もありますし、東日本大震災津波で国から予算をいただいている中での実施ということになります。もちろん意義あることは認めますけれども、市町村の負担になり、それが日常の財政運営などに支障を来さないよう、何とか配慮をしていただきたいと思っておりますが、万が一、辞退したいという自治体が出た場合、どのように対応なさいますか。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 前段の部分で、市町村の負担の話千葉絢子委員がされました。補足でございますが、昨年9月に市町村を集めた説明会で費用の負担の話をしており、経費につきましては基本的に市町村での負担ということを冒頭で説明しております。ただ、まだ積算ができなかったものですから、その当時はある一定の金額が必要だという形で、今に至っているという状況でございますが、現在は市町村に具体的な金額で話をしております。

次に、辞退についてでございますが、基本的には丁寧に対応していきたいと思えます。ただ、辞退につきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会があり、その上にIOCがございまして、国際的な部分がございまして、そのままいくということになるのか、またどういう状況になるのかというのは予断を許しませんし、

例えば大きい被災をしたという自治体が全国では出てきておりますので、可能性としては辞退する自治体もあると考えておりますが、具体的にどのようにいくかということについてはオリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に確認等をしなければなりませんので、今の時点では正確なところは申し上げにくいということでございますが、丁寧に対応して、その事情を鑑みながら、市町村と立場を同じにして進めていきたいと考えております。

○千葉絢子委員 最後にいたします。手挙げ式ではなくて、県内の全市町村を岩手県が推薦するという形が、そごが生まれてきている原因なのかと思っています。私どもに対して、辞退も検討しなければいけない状況であると訴えている自治体の首長もいらっしゃいます。丁寧に市町村とお話を進めていただきたいと思います。経緯についてですが、市町村が最初の打ち合わせで手を挙げて募られたのですか。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 そうです。

○千葉絢子委員 最初の打ち合わせでしょうか。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 はい。

○千葉絢子委員 わかりました。丁寧に首長たちから聞き取りなどをなさって、対応をお願いしたいと思います。以上です。

○斉藤信委員 スポーツ医・科学の到達点を踏まえたスポーツ振興についてお聞きをします。6月の商工文教委員会の教育委員会の審査でありましたが、盛岡市内の中学校で、スーパーキッズの大変優秀な選手が、顧問教師によるパワハラで、陸上部をやめざるを得なかったと。これは今盛岡市教育委員会で調査されて、事実確認も煮詰まっていたのですけれども、その中で明らかになったのは、スーパーキッズでスポーツ医・科学の到達点を踏まえて科学的なトレーニングをやってきた生徒に、実績のある中学校の顧問教師だったのですが、旧態依然の休みもない指導を行い、自分の思いどおりにならず、その生徒に対するパワハラが陸上部をやめる大きな要因になったのです。だから、スポーツ医・科学の到達点を踏まえ、暴言とかパワハラのないスポーツ振興は学校の部活動だけでなく、全体でやられなくてはならない。そういう意味で、スーパーキッズというのは大きな成果を上げているのだと思いますけれども、こういったスポーツ振興がされているのはスポーツ活動全般にわたってほんの一部です。しっかりと徹底されるべきだと思いますけれども、どういう体制、どういう形でこれは進められているのでしょうか。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 今斉藤信委員から御指摘がありましたとおり、最近全国的に、スポーツのいろいろな事件がございます。その中で、英語のスポーツ・インテグリティという言葉がございますが、スポーツ庁から、私どもにスポーツ・インテグリティの確保についての通知等が来ております。私どもは、あくまでも競技団体を通して指導者等への指導という形になり、教育現場につきましては教育委員会が所管している状況でございますが、一般的なスポーツの振興と申しますか、競技力の向上を進めながらのスポーツ・インテグリティの確保を進めております。私どもは、県体育協会に基本

的に指導と申しますか、その他いろいろなお願いをされており、先般、10月に国からスポーツ・インテグリティの確保についての通知を受けまして、県体育協会の理事長宛てに、こういったことに気をつけてください、こうやってくださいという指導をしております。

スポーツ・インテグリティの具体的な中身につきましては、コンプライアンス意識の徹底、きちんとした会計処理、情報開示といった透明性の確保といったことが書いておりまして、私どもは、国からのスポーツ・インテグリティに係る通知をよりどころにして、県の体育協会を通じて競技団体をお願いしているという状況でございます。その中で相談の窓口等も開いております。

今後につきましても、先ほど申し上げましたいろいろな事案がございますし、県内でもよくない事案等も出ている例がございます。スポーツ・インテグリティという言葉に包括されるように、例えばアスリートファーストできちんと指導しなさいとか、勘とか経験も必要かもしれませんが、スーパーキッズ事業でお話していますし、東京2020オリンピック・パラリンピックの選手育成を見れば明らかなように、基本的にデータに基づく医・科学分野を踏まえた育成にシフトしていく必要があることを県体育協会を通じて競技団体に伝えながら、不幸な事案と言え失礼でございますが、斉藤信委員御指摘のような事案にならないよう努めていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** スポーツ・インテグリティの確保ですね。インテグリティというのは具体的にどういう意味ですか。

○**藤田参事兼スポーツ振興課総括課長** インテグリティという英語の訳でございますが、一般的には誠実性、健全性、高潔性を遵守する振る舞いと言われておりますが、私どもの観点からするとルール遵守、コンプライアンスの遵守、そして相手思いのスポーツ指導と考えればいかと考えております。

○**斉藤信委員** スーパーキッズは文化スポーツ部の所管になるのですか。インテグリティの確保も大事だと思うのだけれども、スポーツ活動において、スポーツ医・科学の到達点というのがあると思います。だから、スーパーキッズはある意味、一流の指導者によって精神的なことも含めて、きちっと練習され、訓練される。私は大変すばらしいと思うのです。だから、そこで学んだ子供たちが中学校などの部活動に行くと、かなりのずれを感じ、かなりの落差があるのは事実だと思うのです。そういう意味で、スポーツ庁から通知が来たからやってくださいというのも大事であり、また、スーパーキッズで一部の将来性のある選手を育てることは大事だけれども、その他の九十何パーセントの多くの生徒が部活動で顧問の教師から指導を受けている、そこと大きな落差があったらおかしいと思うのです。これは県体育協会、陸上競技協会、高校野球連盟などいろいろあると思うのですが、そういう点でスポーツ医・科学の到達点が、どのように現場の指導者に徹底をされているのかお聞きします。

○**藤田参事兼スポーツ振興課総括課長** 指導者に対する周知、アナウンス、助言についてでございます。基本的に指導者につきましては、さまざまな階層ごとに研修会等を実施し

ております。例えばジュニア選手でありますと、県内を回りながらコーチングロール、スポーツ・インテグリティに裏づけされた指導の研修会、中央のすぐれた指導者を呼んでのレクチャーを行っております。

そういったことをやりながら、具体的にスポーツ・インテグリティに関係するような、例えば手を上げてはいかんであるとか、選手本位に考えなければならないという、社会常識も含めた指導を行っております、そういう中で指導者の質を上げて、裾野の拡大を図りながら県内でのスポーツ振興を図っていく考え方でございます。その考え方によりまして、具体的には指導者への研修会、指導者の講習会等を通じて取り組んでいる状況でございます。

○**斉藤信委員** 詳しい中身については、後ほど資料でいただくことにします。例えば高校野球の県大会決勝で佐々木朗希投手が投げなかったことは大きな話題になりましたが、将来性のある選手をしっかりと育てるという点で、私はすばらしい決断だったと思います。今球数制限も議論されていますが、私はそういった意味で、小学校、中学校、高校という成長過程の中でどういう練習が必要なのかについて、まさにスポーツ医・科学が問われるのだと思うのです。岩手では幸い、大谷翔平、菊池雄星など全国がびっくりするようなすばらしい選手が出ています。何で岩手がと言われているのだけれども、ある意味、岩手ではそういったすばらしい選手を育ててきたという側面もあると思うのです。その点でいくと、今アスリートファーストと言われましたけれども、私は小学校、中学校、高校の成長過程に対応したトレーニングがすごく大事だと思います。

もう一つ感じるのは、陸上競技の話聞いてびっくりしたのだけれども、中学校で毎月のように大会がある。だから、大会に向けての練習をやり過ぎなのではないか。もっと中長期的に子供の成長を考えながらやらないと、本当の意味で大成しないのではないかと。私は大会のあり方というのも成長過程に応じて、選手を育てるという点でいけば見直す課題が多いのではないかと思います。

全部まとめて聞きますけれども、学校であれば、まず学校の責任が問われるのだけれども、学校外のクラブ活動でもパワハラがあって、そこでパワハラを受けた子供、親がどこに相談していいかわからないという相談が私のところがありました。だから、そういった相談体制を整え、相談があったら、きっちり対応すると。私が6月に取り上げた事案は、日本スポーツ協会の相談窓口相談をし、そこから県体育協会、学校というルートで調査依頼が来たケースです。いわば、岩手県でどこに相談すればいいかわからないということで、そういった相談窓口をしっかりと示してやることも大事ではないか。それについてはいかがでしょうか。

○**藤田参事兼スポーツ振興課総括課長** 相談窓口の充実もしくは周知の徹底は非常に重要でございます。私が冒頭でお話ししましたとおり、相談窓口につきましては、スポーツにおける暴力行為等相談窓口を県体育協会の中に設置して、相談を受け付けることにしており、競技団体にもそのように通知している状況でございます。今言ったお話も踏まえて、

スポーツ・インテグリティの一層の確保という観点もございますので、こういった相談体制があることを再度、市町村体育協会、各競技団体等を通じて周知し、また相談体制の充実が可能かどうかにつきましても検討してみたいと考えております。

○**斉藤信委員** もっとたくさん聞いたのだけれども、いいです。

○**柳村一委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第1号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中歳出第10款教育費のうち教育委員会関係、及び第2条第2表債務負担行為補正中1追加中11を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤教育次長兼教育企画室長** 議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案（その1）の6ページをごらん願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は10款教育費の1項教育総務費から6項社会教育費まで828万4,000円を減額しようとするものであります。その主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事項ごとの補正額については省略させていただきますので御了承願います。

お手元の予算に関する説明書の60ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、4目教育指導費の説明欄の一番上にございます、教育委員会指導運営費は大学等との連携による小中高等学校教員を対象とした英語教育についての研修会の実施や、県立高校と市町村や地元産業界等との共同による地域をリードする人材を育成するための取り組みを行おうとするものであります。

下の61ページをごらんいただきたいと思います。5項特別支援学校費、1目特別支援学校費の施設整備費は、盛岡ひがし支援学校及び盛岡みたけ支援学校へ給食を提供するため共同調理場を整備しようとするものであります。

次のページ、62ページをお開き願います。6項社会教育費、1目社会教育総務費の青少年の家施設整備費は、経年劣化により故障した県北青少年の家の非常用発電装置の更新工事を行おうとするものであります。

その下の2目文化財保護費の柳之御所遺跡整備調査事業費は、柳之御所遺跡の発掘調査、史跡公園整備を行うものであります。国庫補助金の交付額の決定に伴い、整備内容を見直したことにより所要額を補正しようとするものであります。

最後に債務負担行為について御説明いたします。議案（その1）にお戻りいただきまして、7ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正、1追加の表中、教育委員会関係のものは事項欄11の特別支援学校施設整備事業の1件であり、その内容は先ほど御説明

申しあげました盛岡ひがし支援学校及び盛岡みたけ支援学校へ給食を提供するための共同調理場の整備に要するものであり、時期及び限度額を定めて債務を負担しようとするものであります。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 教育指導費の 595 万円余の補正の中身で、英語教育についての研修会等という話がありました。小学校の英語が、科目として実施をされるということだと思えますけれども、中身を見ますと、旅費が 269 万円、備品購入費 108 万円ですが、これはどういう研修会にどれだけの先生が参加したのか。私は、小学校の学習指導要領に英語の科目が足されることは、英語教育の専門家から疑義が出されている問題で、あわせて新たに英語の科目を導入するにしても、教員は配置されず、授業時間はふえる。こんなやり方はないのではないかと思うのだけれども、まずそこからお聞きします。

○小久保学校教育課総括課長 今回の補正の内容でございますが、国の平成 31 年度当初予算の事業に基づいて本県としての事業等を実施するものであります。内容といたしましては、高校における域内研修会で、2校を研修協力校に指定しまして、授業の公開、授業研究、それからその際、外部の講師を招いて研修をするといったもの、同様に小中学校の研修会も、小学校 1 校、中学校 1 校を会場として授業研修会等を実施するものでございます。双方の研修会とも、ほかの校種からの参加も可能として実施をしております。その他、小中高の英語の中核教員、過去に国の研修を受けた中核教員の資質向上等の研修も実施するものでございます。

○斉藤信委員 先ほどの説明で、英語教育についての研修会と説明があったから、私はそれについて聞いたのです。例えばこれは講師の旅費ということであればそれはそうだし、そういう研修会にどれだけの先生が参加したのかと聞いたのです。

あともう一つは、小学校に英語が導入されることについて、新たな教師の増員や手だてが全くないのではないかと聞いたので、聞いたことに正確に教えてください。

○小久保学校教育課総括課長 予算につきまして、旅費については先ほど申し上げた研修会に県内各学校から参加をしてもらうための旅費になります。この研修自体は希望の研修となりますが、その参加教員の旅費でございます。人数につきまして、研修会については、増減はございますが、大体数十人になるかと考えております。

それから、小学校の英語の導入に関してですが、学習指導要領については来年度から全面実施となる中で、小学校の教員が新しく導入される教科としての英語、それから小学校 3、4 年生に拡大して外国語活動の導入ということに対応して資質を向上することは大変重要であると考えております。本県においては、この事業とあわせまして、ほかの研修も実施をきてきておまして、例えば平成 27 年度から 2 年間掛ける 2 のサイクルで、教育事務所ごとに全ての小学校から 1 名を悉皆とした小学校外国語中核教員研修をしまりました。また今年度からは、新たに小中学校をつなぐ外国語教育推進研修ということで、小

中学校の先生の連携によって小学校の先生の資質を高めていくということで、各地域での実施を行っております。その他研修も、教員の資質の向上ということで取り組んでまいりたいということでございます。私からは教員の資質向上という観点でお答えさせていただきました。

○**金野小中学校人事課長** 教科の中でありますので、人員の増員は予定しておりません。

○**斉藤信委員** これはあなた方の責任ではなくて、文部科学省が英語を科目に導入するという新しいことをやらせながら、人の増員はないと。財源内訳を見ると国の支出金ですから、せいぜい研修費用は国が持ったという程度なのです。これが、子供たちにも教員にも新たな負担を押しつけるものになると。これは指摘だけにとどめて、次を聞きます。

特別支援学校費の施設整備費で、盛岡ひがし支援学校と盛岡みたけ支援学校の給食の共同調理場が整備されることは、大変いいことだと思います。先日、開校記念式典にも出席させていただきました。盛岡みたけ支援学校がいっぱい、そして老朽化した大変な状況であり、盛岡ひがし支援学校の開校は大変いいことだと思います。

それで、共同調理場はどこに整備されるのか。実は、盛岡みたけ支援学校は外注で冷たい給食だったのです。子供たちに冬場なんかは本当に冷たい給食を食べさせるというので、これが給食かと思われるものでした。どこに共同調理場は整備されるのか。

もう一つ、実は特別支援学校というのは意外と自前の給食をやられていないのです。特別支援学校における給食の状況、自校方式、共同調理場も含めて、状況をお知らせください。

○**新田学校施設課長** 共同調理場の場所についてでございます。具体的には、現在の盛岡ひがし支援学校の敷地内でございます。矢巾町に移転する前の盛岡となん支援学校が今の盛岡ひがし支援学校になったのですけれども、盛岡となん支援学校の寄宿舎の厨房だった場所を一部改修し、2校の共同調理場にするものでございます。

○**高橋特別支援教育課長** 岩手県内の学校給食の実施状況についてでございますが、実施校につきましては、本校舎13校、分校1校、分教室9室で給食が行われております。そのうち、自校調理場8校となっております。自校調理場の調理員配置2校、自校調理場の給食の調理委託6校となっております。以上でございます。

○**斉藤信委員** 場所は今の盛岡ひがし支援学校の厨房を改修してということで、盛岡みたけ支援学校まで結構距離があるので、温かい給食が届くよう、よく考えてやっていただきたい。

それと、特別支援学校の給食について、今の答弁では自校方式で給食がやられているのが8校、委託が6校ということでいいのですか。

○**高橋特別支援教育課長** ちょっと説明が不十分でございました。申しわけございません。先ほど私が自校調理場と、自校調理で委託をしている学校を申し上げました。盛岡みたけ支援学校につきまして、今年度はまだ給食デリバリーの方式をとっております。デリバリーの形をとっている支援学校は4校ございます。

○**斉藤信委員** さっき私が言ったように、盛岡みたく支援学校の給食はデリバリー方式で、冬は本当に冷たい給食ということです。支援学校は小学校、中学校という義務教育も抱えているわけですから、子供たちに温かいおいしい給食を提供することを引き続き考えていただきたい。そのことだけお聞きします。

○**高橋特別支援教育課長** 今後、特別支援学校の整備計画の上でも、給食の安定提供につきましては考えながら進めていくものとしております。

○**斉藤信委員** 令和元年度一般会計補正予算の最後に、文化財保護費で柳之御所遺跡整備調査事業費が 3,800 万円余の減額補正とあります。理由は予想していた国庫補助が減らされたということですよね。減らされた理由は何なのか。先ほども柳之御所遺跡の施設の問題は議論しましたが、その点はどうなのですか。

○**岩渕文化財課長** 文化財行政については、保護と活用ということを中心に進めてきたところでございますが、近年その活用が非常に重要視されておりまして、史跡、遺跡の整備についても全国的に遺跡の整備に取り組んでいるという自治体も多くなりまして、遺跡の整備、史跡の整備についての要望額が非常に大きいということで、申請した額よりも減らされて国庫補助が行われているという理由でございます。

○**柳村一委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 24 号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**藤澤特命参事兼高校改革課長** 議案第 24 号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

条例案は議案（その 2）の 31 ページから 32 ページでございますけれども、お手元にお配りしております条例案の概要により説明をさせていただきます。

まず、1 の改正の趣旨でございます。この条例は、岩手県立宮古工業高等学校及び岩手県立宮古商業高等学校を廃止して岩手県立宮古商工高等学校を設置し、並びに岩手県立高等学校の学科の設置及び廃止をしようとするものでございます。平成 28 年 3 月に策定いたしました新たな県立高等学校再編計画に基づくものでございます。

次に、2の条例案の内容についてでございます。まず、宮古商工高等学校につきましては、現在の宮古工業高等学校の3学科、宮古商業高等学校の4学科を廃止いたしまして、工業学科と商業学科をあわせ持つ新たな学校を設置しようとするものでございます。新しい高校の学科の構成につきましては、工業が2学科、商業が3学科の5学科5学級体制とするものでございます。

新しい学科の説明でございますが、機械システム科につきましては、機械工作、機械設計など機械に関するシステムのほか、建築設備に関する専門的知識、技術を身につけるといふ学習内容でございます。それから、電気システム科につきましては、電気機器や電力技術など電気に関するシステムのほか、建築設備の管理に関する専門的知識、技術を身につけることのできる学習内容といたします。

それから、商業の学科でございます。総合ビジネス科でございますけれども、商業に関するマネジメント力の育成、財務会計について特化した総合的なビジネス分野に向けた学習内容でございます。流通ビジネス科は、地域の特色であります流通や観光と専門学科を関連づけまして、地域の人材育成に向けた学習内容でございます。情報ビジネス科は、ICTに関する基礎的な専門知識を身につけることのできる学習内容でございます。

なお、現在の宮古工業高等学校の3学科、機械科、電気電子科、建築設備科、それから宮古商業高等学校の4学科、商業科、流通経済科、会計科、情報科につきましては、新設する宮古商工高等学校におきまして在校生が卒業するまでの間、設置を継続するものでございます。そのため学科数が多く表記されている状況でございます。

続きまして、一関工業高等学校につきましては、電気電子科を新たに設置いたしまして、現在の4学科の体制を3学科の体制とするものでございます。電気電子科につきましては、地域の工業人材のニーズを踏まえまして、電力利用技術などを学ぶ電気、それからデジタル回線などを学ぶ電子の両方をあわせ持つ人材育成に向けた学習内容とするものでございます。

なお、現在の電気科及び電子科につきましては、在校生が卒業するまでの間、設置を継続するものでございます。

次に、(4)でございますけれども、水沢農業高等学校の環境工学科及び生活科学科、それから釜石商工高等学校の電子機械科につきましては、平成30年度の学科改編により募集停止をしております、今年度末をもって生徒が卒業するというところで、学科を廃止しようとするものでございます。

3の施行期日でございますけれども、これらの改正につきまして、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 これは6月議会でも学校改編と学級減について報告をいただきました。一関工業高校は4学科から3学科になりますが、今年度は4学科規模の入学生があったので、

今年度分は延期をされた経緯があるのです。一関工業高校に私も行ってまいりました。今県内の中小企業が切実に人材を求めている中で、専門高校である一関工業高校の役割も大事なのではないかと。一関工業高校はクラブ活動も大変活発で、バスケットボールでは岩手県高等学校総合体育大会で優勝するという成果も上げていたので、私は大変残念な思いがあるのです。今年度の入学者が減少したことをもって学科減になったのか。これまでの一関工業高校の取り組み、実績はどのように評価されたのかお聞きします。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 学科改編、学級減の進め方についてでございます。一関工業高校の学級減の考え方でございますが、平成28年3月に高校再編計画を策定させていただきまして、その推進については原則的にそのとおりと考えておりますけれども、高校再編計画の中にも盛り込みましたとおり、入学者の状況、社会情勢の変化も踏まえて具体的に考えていくことにさせていただいております。

一関工業高校のここ数年の生徒数の状況を見ますと、斉藤信委員から御指摘がありましたように、今年度35名ほど欠員がございました。昨年度は10名弱の欠員、その前の年には40名を超える欠員があったということで、ここ数年、欠員がある状況でございます。

それから、学科改編等を考える際には、ブロックの状況も考慮いたしますけれども、両磐ブロックでは定員に対して100名を超える欠員が今年度もあった状況でございます。そういったことを踏まえつつも、他方で工業人材、高校生の就職に向けた取り組みは県でもしておりますが、県全体で見ますと、そういったことも踏まえて、例えば盛岡工業高校の学級減、水沢工業高校の学級減もしておりますが、一関工業高校についても、その両方を考えあわせまして、計画に沿った対応をさせていただくところであります。

これまでも、一関工業高校が地域に対して産業を担う人材育成をしてきたことについては、そのとおりだと考えております。

○斉藤信委員 今の答弁ですと、今年度は35人欠員だったということで、欠員が1学級規模の40人を超えたわけではないということですね。だったら一関工業高校は4学科4学級規模を維持できたのではないかと思います。40人を超えて1学級規模欠員というのであれば、やむなくという感じがするのだけれども、35人の欠員だったら、4学科で残すべきだったのではないかと。一関工業高校の就職状況を見ると、119人の就職希望者で118人が就職しているのです。そのうち県内は55人で、県内就職率は46.6%、工業高校の中ではちょっと少ないと。逆にいけば、県内就職率を上げられる高校だと思うのです。一関工業高校が1学科1学級分減れば、その分卒業生も就職者も減ってくることになると思うのです。そういう意味でいくと、35人の欠員だったら、もう1年様子を見て、学校の取り組みを見てもよかったのではないかと思います。いかがですか。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 一関工業高校の学級減は延期のほうがよかったのではないかと御指摘でございます。状況を申し上げますと、先ほど両磐地区では現段階で100名を超える欠員があるとお話ししましたが、来年度に向けて、さらにこの地区の中学校卒業生数が80名ほど減ることも見込まれております。これは、県内各地区どこでもそういう

状況でございますけれども、そういったことも勘案しながら、残念ながら学級減と考えたものでございます。他方、今ある電気、電子の両方の学びは残すことで、電気電子科という新しい学科をつくりまして、その中で地域に求められる人材については育成をしていくことで考えております。

○小西和子委員 私からは、県立高等学校の宮古商工高等学校についてお伺いいたします。宮古商工高等学校は校舎制ということですね。教職員、生徒の移動距離、移動時間についての想定をお伺いします。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 宮古商工高校の統合についてのお尋ねでございます。新しい宮古商工高校につきましては校舎制ということで考えております。校舎制と申しますのは、大学のキャンパスのように一つの高校として機能させるのですけれども、両方の校舎を使うというものでございます。その趣旨は、これまでの設備を有効活用しまして、学びをしっかりと維持したいということでございます。現在の両校の距離は6キロメートルほど離れており、車ですと15分から20分ぐらいかかる距離でございます。今想定しておりますのは、両校につきまして、工業と商業と学科がそれぞれありますので、基本はそれぞれの校舎で学ぶということでございます。その上で部活動であるとか学校行事については、一つの高校ですので、部活動は日常的ですし、行事については可能なものを一堂に会してやるということで、進めております。

○小西和子委員 生徒はそれぞれの校舎でいいかもしれませんが、教員は教科によっては移動となるのですけれども、そのあたりについてちょっと詳しくお願いします。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 教員の移動についてでございますけれども、科目によっては先生が移動することもあり得ると考えております。

○小西和子委員 そうですね。そうすると、かなり負担だと私は思います。それから、一つの学校とみなされますので、教職員も1人しか配置されないところもありますよね。養護教員などいろいろあるかとは思いますが、そのあたりを加配して、問題が起こらないようにしていくのかどうか重要だと思うのです。6キロメートル離れていて同じ学校ですと言って、教職員が一つの学校のように分けられることは、それだけ手薄になってしまうわけなのです。あわせて加配等も必要だと私は考えますが、そのあたりはどう考えているのですか。

○高橋県立学校人事課長 新しい宮古商工高校の件でございますけれども、御指摘のとおり一つの学校ですので、標準法では副校長1名、養護教諭1名になるわけですが、それでは学校経営が難しいことは6月の常任委員会でお話し申し上げました。そこで、学校の状況等を聞き取らせていただきまして、10月上旬に宮古商工高校の副校長の定数は2、養護教諭2という形で、各校舎に配置できるように内示をしております。今後、震災加配等も含めまして国に要望する部分がございます。その要望をしまして、その結果を受けて、さらに加配できる部分については検討してまいりたいと考えております。

○小西和子委員 県内で校舎制は初めてですよね。県内のほかの学校も検討していました

けれども、まずは宮古商工高校となったわけです。非常に重要な取り組みだと考えておりますので、この取り組みが今後の校舎制を議論するのにかなり影響があります。生徒、そして教職員が、この学校に入ってよかった、校舎制はとてもいいと思うような運営をしていただきたいと思います。佐藤教育長に伺います。

○佐藤教育長 今回、宮古商工高校において商業科、工業科が一緒になって、6キロメートル離れた校舎制を採用するということでもあります。生徒等の移動等についても、バス等での移動も検討していかなければならないということで、今調整を進めております。それから先ほど高橋県立学校人事課長からも答弁がありましたように、加配による配慮等についても十分学校現場の言うこともお聞きしながら、校舎制を採用するということですので、まさしく小西和子委員御指摘のとおり、今後の校舎制導入の一つの方策になっていくという場においては、しっかりした対応がなければ、校舎制を円滑に進めていくことができなくなるわけですから、初めての校舎制導入に向けては、生徒、それから教職員を含めて対応していくように努めてまいりたいと考えております。

○千葉秀幸委員 岩手県立水沢農業高等学校についてお聞きいたします。2学科が廃止ということですが、私にはA4の資料1枚しか情報がないものですから、どういう経過、理由から廃止になったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 先ほどの条例案の概要の(4)の部分、水沢農業高等学校についてのお尋ねでございますが、水沢農業高等学校につきましては、平成30年度に学科改編を行いました。これは高校再編計画に基づくものでございます。その際に、生徒数の減少等を踏まえまして、当時、農業科学科、環境工学科、生活科学科の3学科構成だったものを、農業科学科はそのままにしつつ、環境工学科と生活科学科の学びの内容を食品科学科にある程度引き継ぐ形で2学科としたものでございます。

水沢農業高等学校につきましても、欠員が多くございまして、平成29年度、前年度で申し上げますと、農業科学科は28名の合格者でございましたが、環境工学科が14名の合格者、生活科学科が11名の合格者で、半分以下の状態が続いておりました。そういった中で、胆江地区の生徒数の状況、それからその後の中学校卒業生数の減少等を考えまして、二つの学科を一つにまとめる形で募集停止をしまして、今般その3年生が卒業することで、学科を廃止するということではございました。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

○斉藤信委員 私は、一関工業高校については欠員35名ということで、もう1年様子を見ることができたのではないかと思います。

あと、宮古商工高校については地元が同意していることですが、ただ私が心配しているのは、専門高校が2学科だけになるのです。2学科だけで専門高校を維持するのは

大変な課題だと思います。宮古地区はコネクタや、さまざまな製造業がある地域です。そういう意味では2学科になった場合、宮古地区が維持、存続できる形で特段の対応を求めたい。

そして、生徒にとっては、メリットとデメリットがあると思うのです。生徒数が一緒になり、ふえることでクラブ活動が活発になる。しかし移動が必要である。先ほどバスによる移動ということもありましたけれども、そこはしっかり体制をとって、統合してよかつたというふうにししないと、大変なことになるので、そういった意見を付して賛成します。

○柳村一委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第32号岩手県立野外活動センター災害復旧（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 議案第32号岩手県立野外活動センター災害復旧（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

議案（その2）の40ページをお開き願います。あわせてお手元に配付しております資料をごらん願います。

議案第32号は岩手県立野外活動センター災害復旧（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めるものであります。お手元の資料の2ページをお開きください。工事名は岩手県立野外活動センター災害復旧（建築）工事。工事場所は陸前高田市広田町地内。設計金額は17億9,740万円。契約金額は15億6,838万円で、請負率は87.25%であります。請負者は株式会社佐武建設・菱和建設株式会社特定共同企業体。

工事概要についてですが、本工事は東日本大震災津波により全壊した岩手県立高田松原野外活動センターの移転復旧に伴い、管理・宿泊棟などの新築をしようとするものであります。

工期は450日間で、令和元年度から令和2年度までの2年間で行うものであります。

なお、3ページに入札結果説明書、4ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 再開します。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 この工事は災害復旧工事でありますので、東日本大震災津波の災害に遭ってから8年、9年近くたつわけですけれども、運営はどのように行うのか。また、その運営の予算等はどうなるのかお知らせ願います。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 運営につきましては、今後検討を進めていくことで、まだ絞り切れておりません。大きくは、直営か、指定管理かという選択肢があると考えております。

○城内よしひこ委員 そうであれば、今後の工事期間が450日ですが、その間に直営かといった運営の方法を決定するということでしょうか。何を聞きたいかという、野外活動センターが9年近く機能していなかったことで、これまでの実績、ノウハウなどが全くなくなってしまったということで、どういう形にすることが野外活動センターにベストなのかを最優先にするべきだと思います。直営か、指定管理かという部分ですが、早目に方向性をつけて、しっかりと対応するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 ただいま御指摘いただいたとおり、運営に関しては大変重要だと考えておまして、既に業務の運営の仕方については検討を進めてきております。来年度、運営、職員体制等については、早い時期に決めていきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 地域にとっても重要な施設だと思っています。これまでも震災前、高田松原において、野外活動センターで、冬期間などのいろいろな時期にスポーツの利活用を含めてやってきたという実績があるわけで、そういったものを呼び込むことが地域の活性化につながると思っています。そういったことも加味しながら、前向きに早目に地域の方々と連絡、相談をしながらしっかりとつくって、復旧してよかったと思われるような施設運営がされるよう、ぜひ頑張ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 御案内のとおり、高田松原時代は、温暖な気候ということで、他の県立の同様の施設にはない特色を発揮して年間約11万人の御利用をいただいていたところがございます。それがしばらく使えない状態が数年続いておりますので、御指摘いただいたように、皆様の期待も大変高いことはよく認識しております。なるべく充実した体制でスタートできますよう、私どもも力を尽くしてまいりたいと思います。

○斉藤信委員 私も管理運営についてお聞きしますけれども、これまで一貫して、施設はつくるが管理運営の体制はこれからということとは違うのではないかと指摘してきました。施設をつくるのだったら、それをどう管理運営するかセットで提案されないと。建物が先にありきはいただけないと思います。それで、東日本大震災津波前の野外活動センターはどのような管理運営の体制だったのですか。

○佐藤生涯学習文化財課総括課長 復旧に大変時間がかかっていることにつきまして、野外活動センターは災害復旧工事であり、令和2年度末までに完成をさせなければならないということで、少し急いでいるところはございます。

東日本大震災津波前の運営体制でございますが、建物の施設管理は指定管理、研修事業の業務につきましては委託で運営をしておりました。

○**斉藤信委員** 災害復旧で再建整備されることは評価をするのですけれども、先ほど答弁があったように、震災前は約 11 万人利用していたと。高田松原の近くで場所がよかったです。交通の便もよく、気候もいい。今度の建設場所は広田半島で、中心部からかなり遠いと。だから、活用を考えないと、以前のような形にはならないだろうと。

そこで、今回整備される野外活動センターは、具体的にどういう利用ができる施設なのか、どういう研修を想定しているのか、以前との違いも含めて示してください。

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** 御指摘いただいたとおり、野外活動センターは以前の高田松原の設置場所より約 12 キロメートル移動して、広田半島に設置しようというものでございます。

野外活動センターは、もとより海洋性プログラム、海等の自然を利用したプログラムをメインで利用をいただいていたところでございますが、今回も海洋性という部分は生かしてまいりたいということで、近くに海水浴場もございますし、そのあたりのプログラム開発を進めてまいる予定でございます。

ただ、これまでカヤックというカヌーのようなものが非常に人気のあるプログラムだったのですが、今度、建設する広田半島では、すぐに外海という状況もございまして、残念ながらそれはできないということです。

今後は、復興教育の一端を担うという意味で、キャリア教育に貢献するような、例えば近くの漁業関係者との協力によるプログラムというキャリア教育にも貢献できるようなプログラムも考えてまいりたいと構想しております。

○**斉藤信委員** 以前との違いは、カヤックができなくなると。今後は復興教育、キャリア教育に取り組みたいと。この程度ではなく、何かもう一つないものか、夢と希望が出てこないのだけれども。東日本大震災津波前は 11 万人に使われた施設を新しく再建整備して、こう使うという、何かもうちょっとないですか。大体、利用人員はどのぐらいを目標にして考えているのですか。

○**佐藤生涯学習文化財課総括課長** 基本構想計画によりますと、立地の影響等を考慮して、9 万 2,000 人という見込みをしておりますが、非常に厳しい状況だろうと危機感を持っております。そういう意味でも、御指摘があったとおり、どんな研修プログラムを提供できるのが最も重要なポイントであると考えておまして、来年度具体的なプログラム開発に着手することとしております。

また、これまでどおり体育的、スポーツ施設的な部分は同様の復旧が可能でございますので、バレーボール、テニス、キャンプ、陸上、ラグビー、野球といった多目的に使用できる運動場もございますので、それについては引き続き提供してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** これで最後にしますけれども、多額の公費をかけて再建整備をすると。県

立の施設ですので、建物をつくる、施設を整備するのとあわせて、それが県民にとってどう利用されるのか、利用してもらうのかをセットで考えると。必要性から計画が出てこないとだめなのです。幾ら災害復旧といったって、先に建物ありきで、後からプログラムを考えますというのは、お役所仕事ではないかと。多くの人たちからは簡単に理解されませんよ。普通ならこの議案だって簡単に通りませんよ。そういう意味で、この議案に賛成するのは勇気が要りますよ。では教育長、最後にお聞きします。

○佐藤教育長 ただいま斉藤信委員から御指摘いただきました。また、先ほど城内よしひこ委員からも管理運営のあり方について御指摘いただきました。野外活動センターにつきまして、艇庫——いわゆるマリーナの整備は断念をするということで、復旧しないということにしておりますが、復旧ということでございますので、施設全体の規模等、管理・宿泊棟、キャンプ場について、従前の施設の規模と比較しますと、宿泊は 200 名で同規模を考えておりますし、キャンプ場については 400 名から 200 名程度ということで半減しております。

そういった意味で、先ほど城内よしひこ委員から指摘があったように、管理運営のノウハウが途切れていることにつきましては 4 月以降どういった形態をとるべきか、これまでの位置と条件が異なってくるということもございますので、どのような形で利用促進を図ることができるか、メニューを考えてみたりと、内々検討を進めてきております。そういったことで、ある程度の運営面での方向性は決めております。

それから、非常に大事なことは、東日本大震災津波伝承館が先月 23 日にオープンしております。そういった施設との復興教育等の連携、活用をいかに図っていくかということです。例えばでございますけれども、野外活動センターに宿泊していただいて、東日本大震災津波伝承館での体験学習といった復興教育にしっかり取り組んでいくということをメニュー化していけば、内陸部からの児童生徒も施設を活用できるということで、そういった意味での条件の整備を行い、若干距離がありますので、円滑に東日本大震災津波伝承館の研修に使えるような仕組みについても、例えばでございますが、バスの配置であるとか、そういったことにも配慮しながら管理運営のあり方について検討を進めております。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたし

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から台風第 19 号災害に伴う被害の状況について発言を求められておりますので、これを許します。

○大畑教育企画推進監 台風第 19 号災害に伴う教育関係の被害につきまして、本日 10 日 23 日午前 6 時現在で取りまとめた状況を御説明させていただきます。

お手元の資料、台風第 19 号災害に伴う被害の状況（教育関係）についてをごらんいただきたいと思っております。

1、人的被害であります。児童生徒、教職員への人的被害はございませんでした。

次に、2、学校関係被害であります。（1）、休校等の状況につきまして、台風が通過しました 3 連休明けの 10 月 15 日に計 11 校が休校となっておりますが、本日、23 日現在の休校は、宮古恵風支援学校の 1 校となっております。この宮古恵風支援学校につきましても、あす、24 日からの再開を予定しております。

続きまして、（2）、校舎等への被害でございます。小学校 55 校、中学校 35 校、義務教育学校 1 校、高等学校 39 校、特別支援学校 5 校、計 135 校におきまして被害が発生しております。その主な内容でございますが、小中学校の数校におきまして床上浸水、敷地内冠水の被害が発生しておりますが、主なものということになりますと、校舎や体育館等の屋根、ガラス等の破損、倒木、防球ネットやフェンス等の破損という内容が主なものとなっております。

それから、（3）、共同調理場（給食センター）への被害でございますが、3 施設で被害が発生しております。

次に、3、社会教育施設関係被害でございますが、陸中海岸青少年の家のほか、市町村の図書館、公民館など 10 施設で被害が発生しております。その主なものはガラス等の破損、それから倒木等となっております。

2 ページに参りまして、4、文化財関係被害でございますが、特別史跡無量光院跡での保護盛り土の流出、中尊寺等での倒木など 14 件の被害が発生しております。

最後に、5、その他でございますが、（1）に記載しておりますとおり、被害の大きい市

町村や学校を訪問し、状況把握や要望聴取等に対応するため、10月17日から宮古教育事務所に対し、本庁の指導主事1名を派遣し業務支援を行っております。引き続き教育事務所等と連携しながら、市町村教育委員会等を支援していきたいと考えております。

また、(2)、児童生徒の心のサポートでございますが、市町村教育委員会等の要請に応じ、スクールカウンセラー等を派遣する体制を整えておりますので、市町村教育委員会等のニーズを把握しながら必要な対応を進めてまいります。

以上が10月23日午前6時現在で把握しております教育関係での被害状況であります。引き続き市町村教育委員会などと連携いたしまして、被害状況の把握、児童生徒の心のサポートに対応してまいります。

なお、被害額につきましては、いずれも調査中でございます。県立学校など県教育委員会所管施設につきましては、早期に被害額を把握したいと考えておりますが、市町村立学校など市町村所管施設につきましては、市町村において災害応急対策等に全庁を挙げて対応している状況もございますので、その状況を見きわめつつ、また今後の災害復旧事業の実施に支障がないよう被害額を取りまとめていきたいと考えております。以上で説明を終わります。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありますか。

○伊藤勢至委員 私たち県議会議員も人員がかわりました。組織というものは年々歳々変わっていくわけではありますが、東日本大震災津波から8年7カ月が経過をした中で、教育関係者に語り継いでいくべきものという観点から、重ねての話になるかもしれませんが、ぜひ確認しておいていただきたいと思っております。

まず、非常に印象的だったのは、宮城県石巻市の大川小学校の件でございます。これは地震発災後、校舎から校庭に生徒を避難させて、そのまま50分も放置していた。これは非常にセンセーショナルといえますか、ショックな出来事ございました。50分ぐらいたってから、ようやく避難行動を開始したのですが、津波が来る方向に向かって逃げようとしたことから、90名近い子供たちが犠牲になって、保護者から裁判が申し立てられました。先般、結審があったようですが、学校の校長、副校長に的確な指示を出せる人がいなかったことが問題だと思います。つまり地震が来れば津波が来る、それを予防するためには高い場所に逃げなければならないことを知らない人がいたのかもしれませんが、そういうことはぜひ語り継いでいかなければならないものだと思っております。

本県の場合は、先般ラグビーワールドカップ2019で釜石での試合が終わりましたが、あそここの地には鶴住居小学校、釜石東中学校があったわけではありますが、小学生たちが自主的に高いところに逃げようということで隣の中学校に行ったところ、中学校のお兄さんたちが、一緒に逃げようということで、1週間前に開通したばかりの釜石鶴住居の三陸沿岸道路に自主的に避難をしたと。そして、通りかかった大型トラックに乗せてもらって釜石市内の小佐野の奥に避難して難を逃れた。一方、鶴住居では、防災センターという建物が町場の平らなところにありまして、ふだんから防災訓練の勉強会をするため、大人が集ま

っていた。ところが、東日本大震災津波の際に、小学生と中学生は1週間前に開通した三陸沿岸道路を目がけて逃げたのに、大人は防災の勉強をしている場所である、避難場所ではない防災センターに200人近い人が避難をして、ほぼ100%、水にさらわれてしまったというのがございます。これは、ぜひ語り継いでいかなければならないことだと思います。

それから、前にも言ったのですけれども、宮古市の場合、宮古湾の奥に、きょう話題になっていました宮古工業高校がございます。あの近辺では鉄筋コンクリート3階建てという建物は宮古工業高校しかありませんので、近隣の人たちが一番高い避難場所ということで、校庭に集まった。そうしたら、校長先生が自ら出てきて、どうぞ入って上がってください、2階は危ないかもしれませんので、3階まで上がってくださいと誘導した結果、2階の真ん中ぐらいいまで水が来たわけですが、宮古工業高校にいた人たちは難を逃れたということでした。

宮古工業高校の先生方が、波が引きつつあるときに一番先にやった行動は、野球グラウンドには当然バックネットがありますので、そのバックネットの一番高いところにつかまって助かった人を救出することから始まったということでもあります。もちろんボートはありませんので、学校にあった材料で船らしきものをつくって、バックネットから引きおろして助けたということでした。

それから、もう一つ、宮古高校についてです。近隣で鉄筋コンクリート4階建てというのは宮古高校しかありませんので、近所の人たちが難を逃れようと思って宮古高校に駆けつけた。ところが、校長先生が門の前に出てきて、ここは避難場所ではありませんということで受け入れなかったと。これは校長先生の裁量権だそうでもありますから、その先生がどうのこうのではなくて、仮にそういうルールであったとしても、非常の場合にマニュアルどおりの行動というものはいかなものか。避難場所になっていたのか、なっていないかは別にして、町内あるいはその市内にあって近隣の学校というものは存立をしているわけがありますので、そういうことを、仮に校長先生に経験がなくてもカバーできる副校長、あるいは誰か先生の中に、実際に津波の体験がなくても語り継いでいけば、こういうときはこうしようとできたことかもしれない、このように思うわけがあります。

そういう中で、現場を見た、見ないにかかわらず、あなた方の中にも校長先生に転出していく人もいるでしょうし、いろんな経験をする場合もこれからあるわけですが、一々本庁に電話をかけて、どうしましょうかということではなく、瞬間判断をしなければならないのが長の役目だと思うのです。したがって、そういうことをどこかの機会に勉強し合って、最初のルールとして肝に銘じておかなければいけないのではないかと。

今回の台風第19号は雨台風でありました。雨が降れば川に水が出てくるということで、いろんな河川の氾濫等もありました。災害はいつ、どこで起こるかわかりません。山といっても、雨だけではありませんで、大きな林野火災にさらされるということもあるでしょう。大体2年間ぐらいで転勤する方々ですので、そういうことを全然知らない人がいたのでは、また何かあった場合に同じような轍を踏んではいけないと思いますので、そういう

ことを想定して、こういう場合はこうしようとかという対応をお互いに共有し合っていないければなりません。再度確認をしたいと思うのですが、教育委員会として各学校の先生方、校長、副校長を含めて、そういう話し合いというか、あるいはビデオを見て勉強しているということはないのでしょうか。前にも1回聞いたことがあります、人がかわったので、改めてお伺いしたいと思います。

○**軍司産業・復興教育課長** 管理職等への教育でございますけれども、県の防災教育研修会を毎年実施しております、そこには小中高校、特別支援学校の管理職を対象にしておりますし、あと市町村の防災担当、市町村教育委員会の指導主事等を対象にした研修会をことしも6月7日に実施しており、そのときも、災害時の適切な状況判断を行うための研修を実施しております。それで、管理職がこの研修を受け、各学校に持ち帰って、学校の職員に情報伝達しまして、全職員の共通認識のもとに危機管理体制を確立していくということでございます。

あと、自然災害が実際に起きたときは、管理職がそこにいない場合もございますので、そういうときは一般の教員が判断しなければなりません。そういうこともありまして、初任者研修、授業力向上研修といったさまざまな研修の機会を通して、一般の教員に対しまして復興教育、防災教育の研修をしております。

あと、全ての学校におきましては、学校安全計画、危機管理マニュアルを作成しております、毎年見直しを図ってもらっております。そのように学校防災体制の確立に努めております。

あと、県といたしましては、学校防災アドバイザーを希望する学校に毎年派遣しております、そこで各学校における避難訓練、危機管理マニュアルの指導、助言、防災教育の指導、助言等を行っております。いずれ今後もこのようなことを進めながら、各学校における防災体制の確立に努めてまいりたいと考えております。

○**伊藤勢至委員** 各学校の先生方も命を守ってほしいと思いますが、まずは預かっている生徒を助けるように動いていただかなければならないと思います。ですから、私の場合ですけれども、沿岸に住む人間であれば、中学2年生のころ、チリ地震津波で、地震がなくても津波が来るということを初めて教わりまして、現地も見させてもらいました。あるいは十勝沖地震、その他いろいろ地震津波を経験していましたので、高いところに逃げないと怖いというのはわかっているわけです。そういった経験がなくても、その場にいたとき判断できる先生方が、必ず学校の中に1人、2人はいてほしい。50分間も90人近い子供を校庭に集めておいて、何らの指示ができないまま犠牲にさせたようなことは、二度とあってはいけないうことだと思います。そういう中で、他山の石ではなくて、あり得るかもしれないという観点に立って、長がつけば必ず部下を持つことになりますので、部下に聞かれたとき返事ができる心構えを、ふだんから持っていたいただかなければいけないと思います。管理職を集めての勉強会といった以前に、生まれてきょうまでの間に経験したものが必ず役に立つ。そういう思いから一般常識的な部分で、海を見たことがない人も

いるかもしれませんがけれども、海ばかりが怖いわけではなくて、海ばかり見ていたら山から来たというのが今回の台風第19号です。そういうことに備え、ふだんからのお気持ちをぜひ涵養していただきたいと思いますけれども、佐藤教育長からお伺いをして終わります。

○佐藤教育長 児童生徒の生命第一ということは、まさにそのとおりでありまして、昨年、私は総務部長ということで、県の防災危機管理の責任者で、実際に台風の接近時などに、さまざまな対策、対応をしてまいりました。また、昨年、宮古地区で県の総合防災訓練が実施されまして、宮古市では市庁舎の整備とあわせて防災体制の整備がなされ、市役所のコントロール室から直接、宮古市内の各学校の教室にすぐ逃げなさいというような避難情報の放送をダイレクトにできる設備も整備されたというところも見てまいりました。そういった形でハードの整備も重要なことでありまして、率先して宮古市では整備をされたということで、こういったことが非常に大事だということもいろいろな場でお伝えをしております。

また、伊藤勢至委員がおっしゃるように、ハード整備に限らず、ソフト面で、しっかりと語り継いでいくことが大事だと思います。本県では震災の後、防災のプログラムを策定しまして、それにあわせて副読本の作成をしております。その副読本を活用して、震災からの継承を風化させないように、しっかり引き継いでいく取り組みもしております。その副読本については、改訂版を作成している最中でございます。また、東日本大震災津波伝承館も整備されましたので、そちらとの連携、研修の場をうまく活用しまして、年内には東日本大震災津波伝承館の会場で教育事務所の防災教育担当者の研修会を開いて、しっかり各管内のそれぞれの市町村、それから各学校に伝達していただくということもしております。また、当時の高田高校の校長先生を校長研修の際にお呼びしまして、実際の東日本大震災津波時の体験、対応等についても講義をしていただいて、しっかり語り継いでいく、引き継いでいくことに取り組んでいきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 私は、飲酒運転についてお聞きをしたいと思います。

改選後、我々の常任委員会で冒頭、教育長はこのようなことがないようにということでお話をされて、その後、盛岡工業高校の副校長が酒気帯び運転という新聞報道を見ました。どうなっているのでしょうか。これまでたびたびこういった事案があつて、常任委員会でも話をしてきました。大半の先生方は真面目に一生懸命頑張っているのに、こういう報道によって、生徒であったり、保護者であったり、不安を与えるという事案が発生する。トップになると自分を律することができない方々が校長や副校長になっているのではないかと思わざるを得ない、管理者としてどうなのかと指摘せざるを得ない、そう思うのですが、その辺の管理体制、周知徹底を含めてどのようになっているか、再度お伺いしたいと思います。

○山村教職員課総括課長 飲酒運転は絶対にあつてはいけない行為であります。これまでも会議、研修会等で注意をしておりますし、毎年、何度も通知をして飲酒運転を絶対に行わないようにと注意をしておりますが、今回管理職も含めて短期間の間に重ねて飲酒運転

が発生したこと、非常に大変な事態だと思っております。こういったこれまでの取り組みをしている中で、自らの問題として考えないで、自覚を欠いた行動をとってしまった職員がいると深刻に受けとめております。

○城内よしひこ委員 サイクルがあるように私は感じているのです。綱紀粛正ではないですが、いろいろな形で注意喚起をして、一旦静まって、落ちつきがあるのだけれども、一定時間が過ぎると、慢心してかどうかわかりませんが、再発し、連鎖的に始まるという傾向があるように感じられてなりません。そういったことを断つためにも、注意喚起などいろいろな対策を定期的にしつかりと行ってほしいと思います。私が指摘したようなことも含めて、どのように感じていらっしゃるのか、再発防止をどうしていくのか再度お伺いします。

○山村教職員課総括課長 飲酒運転の再発防止についてでございます。事案が発生した直後、9月12日付で教育長から緊急に通知を出しまして、再発防止について指示したところであります。加えまして翌13日には小中学校対象でございますけれども、教育事務所の所長を集めまして緊急の会議を開催しました。また、10月には県立の高校と特別支援学校の校長会議で会議の中でも、教育長から直接、絶対に起こさないようにと注意したところでございます。

まず、個人の自覚は当然でございます。加えて個人だけの問題にはしないで、そういった飲酒運転を起こさせない職場づくり、職場の総ぐるみでの取り組みも必要だと考えておりまして、そのような取り組みを継続して実施していきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 これが氷山の一角と言われることのないよう、注意喚起をしてほしいと思います。

次に、台風第19号の関連であります。宮古恵風支援学校が必ずから通えるようになるということでありました。これまでも何度かお話をさせていただきましたが、宮古恵風支援学校のような学校はこれまで人里離れた、人目に触れない地域にありました。これは過去の政策の間違いだと思っております。今後の整備計画は多分今つくっているか、早晚つくらなければならない時期に入ってきていると思っておりますが、宮古恵風支援学校のように山の中で、大型バスが通りづらいような場所にある施設を、町場のような、みんなから見てもらえる環境の場所に移すという方策をとるべきではないかと思っております。そういったことについて、整備計画は今どのように進めているのか、お伺いしたいと思っております。

○高橋特別支援教育課長 特別支援学校の教育環境の整備については、各校における立地条件等に関する課題も含め、児童生徒一人一人のニーズへの対応や、地域の実情等を勘案しながら進めていくことが大切であると捉えております。県教育委員会では近年、北上市立南小学校と南中学校の空き教室を活用し、花巻清風支援学校北上みなみ分教室の設置、それから盛岡となん支援学校新設移転に伴う空き校舎を活用した、盛岡ひがし支援学校の新設等も進めてきております。

それで、特別支援学校の整備計画につきましては、今年度、来年度で進めながら策定を

考えていくことになっております。県全体や校種別あるいは地域別といった視点での現状と課題、地域や児童生徒の実情や要望等の把握に努め、空き校舎を含めた市町村教育委員会等との情報共有及び調整を行うとともに、関係者等からの意見聴取を丁寧に行いながら検討を進めていくことにしております。

○城内よしひこ委員 小中学校の統廃合が今進んでいまして、空き教室ではなくて、学校そのものがあるという状況が県内各地にあります。比較的条件のいいところに学校は建っていますから、そういった場所に支援学校に移ってもらうほうがいいのではないかと思います。前向きに、そういう方向性で地域と連携をしながら整備計画をつくってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋特別支援教育課長 現在の状況ですけれども、関係課長会議等を教育委員会の中で開いておりますし、それから地域に赴きましての自立支援協議会、それから市町村の集まり等にも当課の担当が行きまして、広く意見を聞く形をとっております。それから、いろいろな形で地元の意見、PTA等の意見も勘案しながら、次年度に向けて計画を策定し、進めていく所存でございます。

○城内よしひこ委員 ぜひ整備計画の中にしっかりと盛り込んでいただきたいと思います。

次に、タイムカードについてお伺いします。県立高校でタイムカードが導入されました。ぼちぼち結果が出てきています。今後、小中学校にも導入もされていくと思うのですが、小中学校に対する導入の方向性はどうなっているか、お伺いしたいと思います。

○山村教職員課総括課長 小中学校におけるタイムカードの整備については、市町村教育委員会が行うものでございます。ことし5月時点でその状況を調査したところ、33市町村のうち10市町村がタイムカードやタイムカードではない出退勤を管理するシステムを整備済みとのことでございます。また、四つの市町村が今年度に整備を予定しております。

○城内よしひこ委員 そこで、県教育委員会では先んじてタイムカードを導入していますが、タイムカードを導入した結果をどう受けとめているか。先生方の働き方が軽減されたのか。時間という目に見える結果があらわれてきたわけですけれども、そういったことも踏まえて、今後タイムカードをどう利活用していくのかお伺いしたいと思います。

○山村教職員課総括課長 県立学校では昨年8月からタイムカードを導入いたしました。平成30年度の実績によりますと、時間外勤務が月80時間以上の教員の割合は、一月平均で9.6%という結果でございます。平成29年度に比べると0.8%ふえております。働き方改革では、それを減らしていこうという目標を設定して実施しておりますけれども、まだ具体的な削減には至っていない状況であります。

ただ、タイムカードによって、勤務時間、在校時間がきちんと把握できるようになりました。今後につきましては、タイムカードなどによって状況を個々に把握できるようになりましたので、個々の教員に応じて、学校ごとにも違うと思いますし、教員によっても所掌事務とか異なっておりますので、具体的にそういったデータに基づいて、改善につながるような取り組みを学校で行っていくようにしたいと考えております。また、教育委員会

としてもプランをつくっておりますので、そのプランでの取り組みもしっかり進めながら、学校での取り組みも進めて、両方で進めていきたいと考えております。

○**城内よしひこ委員** 時間外勤務が月80時間以上である9.6%の方々は、役職であったり、個人であったり、偏りが傾向として出てきているのではないかと思います。そういったことを捉えていらっしゃるのか。また、それも踏まえて、先ほどの計画の実効性プランに移行して反映させていくのか、その辺の今後に向けた手応えをお伺いしたいと思います。

○**山村教職員課総括課長** タイムカードはそれぞれの職員ごとにとっておりますので、それぞれの状況を把握できるようになっております。学校ごとにも傾向があるようでございます。そういったものを校長がきちんと分析しまして、いろいろな教員と面談等の機会もありますので、そういった場面を活用して、状況、要因を話し合っただけで対応していくという形で進めていきたいと思っております。

○**城内よしひこ委員** ぜひ先生方の健康を害さないよう、しっかりと指導していただいて、働き方に対する改善の意識も皆さんで共有して持っていただき、冒頭お話しした飲酒運転といった事案にもつながらないように、ぜひお願いしたいと思います。終わります。

○**千葉絢子委員** 私からは、学力向上の観点から質問をさせていただきたいと思っております。

先月来の一般質問などで、全国学力テスト、岩手県小・中学校学習定着度状況調査などについての質疑が交わされて、教育委員会からの答弁も聞かせていただいておりますが、本県の子供たちの学力を見ますと、私たちが子供であった25年前から現在まで、全国の下位を行ったり来たりしているという状況は、非常に大きな問題だと思っております。この25年間、いろいろと県教育委員会でも努力をなさってきたと思っておりますが、親たち、子供たちの関心も非常に高く、いまだに岩手の学力が低いのは全国的に見ても顕著だと言われております。私はちょうど学齢期の子供がいる現役の子育て世代でございますので、いろいろな保護者からの声を聞いた上で、質問をさせていただきたいと思っております。

本県の学力向上のために、岩手県小・中学校学習定着度状況調査などの結果が活用されていると私も理解をしておりますし、教育委員会からの答弁にもあったように、教師の指導力向上にも寄与していると見てよろしいかと思います。子供たちの場合は、通知票、内申書、入学試験などで、自身にどれだけ学習が定着しているか、求められている学力にどの程度応えているかというのが評価されるわけです。反対に、先生たちがきちんと子供たちに教えられているかという評価をする機会がないように感じております。教員の採用試験の倍率も2.7倍になったというお話もありまして、学力の向上と、教師の資質といったところが非常に深くかかわってくるのではないかと思います。今の教育委員会の制度で、子供たちへの指導に対して、教師の評価の仕方はどういった基準になっているのかお伺いしたいと思います。

○**小久保学校教育課総括課長** ただいまの本県の児童生徒の学力向上、それから授業力、そういう視点を含めた教員の資質を評価する機会という御質問をいただきました。

まず、学力向上の文脈で申し上げれば、先日の一般質問でも佐藤教育長から申し上げま

したとおり、岩手県小・中学校学習定着度状況調査は、本県の児童生徒の学習上の課題を踏まえて身につけるべき学力を具体的な問題の形で示した調査でございます。評価の調査と質問紙の調査といったものをあわせて、子供たちの学習上のつまずきですとか、教員の学習指導上の課題を明らかにしながら、それを生かした授業改善を推進するということで、児童生徒の学習状況の改善や学習意欲の向上を含む確かな学力の定着を目指しているものでございます。いわゆる教員の人事評価とこれは当然別物ということであるわけですが、子供たちのつまずきを踏まえた問題を出題することによって、子供たちの解答状況の分析、把握によって、教員の授業の指導上の課題を明らかにするというものでございます。

○千葉絢子委員 ちょうど子供たちの年代の保護者の方から、子供たちは授業が非常にわかりにくいと話しているというお話を聞きます。また、教科書に載っていることではなく、雑談で授業を終わらせてしまう理科の先生もいて、私が聞いたところ、子供たちからの担当教諭をかえてほしいという直訴によって、今年度だけでお二人担当の先生が変わるといふ事態が起きている学校があります。実際、子供たちの学習意欲をなくしてしまうことにつながっています。これは学校でも問題にして、これまで指導してきたということですが、結局私が知っている限りでもお二人、担当教諭がかわっているという事態が県内の中学校で起きてきています。

子供の能力を最大限に引き出す、そして最大限に高めるといふ教育を心がけていらっしゃるということでしたが、学習面の才能も私はぜひ含んでほしいと思っております。ともすると岩手県議会では学力の向上、それから全国の子供たちに比べての指標があたかも競争をあおるといった論調で、現行のいわて県民計画（2019～2028）の中でも具体的な推進方策の指標から削除される、別なものに変わるといふ議論がこれまで行われてまいりました。けれども、私は本当にその方向性でいいのだろうか、学びたいと思っている多くの子供たちに応えるような、そういった学力の向上施策もあつてしかるべきではないかと思うのですが、そのあたりのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○小久保学校教育課総括課長 本県の学校教育の目指すところは、今般の県教育振興計画にも記載をしておりますとおり、間を省略しますが、学校教育においては、子供たちが学校において自ら生き生きと学び、人間形成と自己実現に向けて知・徳・体のバランスのとれた生きる力を身につけるというのを目指す姿として置いており、この知・徳・体のバランスの知の部分には学力向上であつて、大変重要な要素であると認識をしております。

知、いわゆる学力については、知識、技能、思考力、判断力、表現力、学びに向かう態度をバランスよく育むということも大変重要と認識しておりまして、全ての学力向上に係る施策においては、この考え方にのっとりまして施策を講じております。

いわて県民計画（2019～2028）の指標についての御指摘でございましたけれども、今般の県民計画の指標においては、主体的に学ぼうとする子供の割合、それから対話を通じて自分の考えを深めたり広げたりしていく児童生徒の割合をいわて幸福関連指標に掲げなが

ら、具体的な推進方策指標において、例えば子供たちの授業がわかる割合を掲げたりですとか、実際の学習活動に関する指標も適宜盛り込んでおります。

こうした学力向上の施策の実施に当たっては、子供たちが授業を受けて、どう受けとめたか、授業を受けて何がわかってどう動いたかといったことを重視していく必要があると考えておりますので、この諸調査ですとか、さまざま行っております教員の研修におきましても、そういった視点から、これまでやってきた部分もあわせ持って、より充実をしていきたいと考えております。

また、本県の授業づくりの共通指針は、既に平成27年度にいわての授業づくり3つの視点ということで策定しているわけではありますが、これにつきましても、こうした子供の受けとめはどうかという視点、またあわせて学習指導要領の改訂ですとか、さまざまな国の動きを踏まえて改訂をして、教員の授業力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○千葉絢子委員 今岩手で求められている人材は何かということですが、私は人材育成がいわゆる教育だろうと思っております。今岩手でいろんな地域課題、教育課題を解決するために必要とされているのがまず医師ですよね。それから、獣医も足りないという答弁もありました。それから、子供たちに寄り添う児童福祉士、児童心理士といったいわゆる専門職と言われる人たちというのは、みんな大卒以上の資格を必要とされるわけです。皆様御存じのとおり、岩手県の大学進学率は全国で43位です。では、本県が必要としている専門職をどこから持ってくるのか。それを考えた場合、自県で育成することは公的な教育機関が担わなければいけないと私は考えております。なので、学力の向上が必要と思っておりますし、私は一人の親といたしまして、子供たちには当然学力をつけさせてやりたいと思っております。それは全国、それから世界の子供たちと渡り合っていくときに必要とされる基礎学力がしっかりと身につけていなければ、同じ土俵に立てないと思うからなのです。また、子育て世代を代表して言わせていただきますと、専門職についてもraitたいとか、学力はできれば上位であってほしいという親の気持ちは、非常によくわかるところでございます。しかも、子供のわからないを解決するのは、私立の教育ではなくて、義務教育から県立高校に至るまで、公教育が担うべきところが非常に大きいと私は思っております。特に岩手県の場合は所得の問題ですとか、それから塾のようなものがない地域も非常に多くありますので、その期待に応えるのは公教育であろうと考えております。

学力向上については、子供たちや、それから我々保護者の意見、声が反映されず、学校の先生たちの意見とか、そういった方々の事情、意見が優先をされているのではないかという声もよく聞くところでございます。そもそも教育というのは、学校のため、教員のためなのではないでしょうか。何のために学校というものは存在するのかというところを、これからの議論の前提としてお伺いしたいと思います。

○小久保学校教育課総括課長 大変重要な御指摘をいただいていると考えております。学校は言うまでもなく、将来の本県を担う、それから本県だけではなくて我が国、世界を担

う人材、子供たちを育てる人材育成の部分、それから当然ながら一人一人の子供たちの人格の完成と、大きく言えばその両面があるわけですが、学校教育というものはまさにその両面をしっかりと、子供たち一人一人の実態に応じながら育てていくということ、基本的にはそれに尽きるものと思います。

○千葉絢子委員 私たちのような子育てを担っている30代、40代の年代はロストジェネレーションと言われまして、親たちが大量退職、解雇の時代に学生時代を送った者たちが多いのです。それで、親たちが財産は残せなくても学歴は残してやりたいと一生懸命子供たちに勉強をさせた世代なのです。なので、世代間のニーズとしても、子供たちに学力を身につけさせたいという傾向は非常に高いものがあるということをお話ししておきたいと思います。学力の向上を親が望み、子供たちも親たちに倣って望んでいるというのは、時には邪道のように言われたりもするのですけれども、現役の子育て世代の悩みとか、それから同年代の先生たちも、子供たちにはしっかりと学力を身につけさせてやりたいと願っている方々が多いというのも、ぜひ県議会の中で御紹介をしたいと思っておりますし、それから子供たちの希望する進路を実現させることを我々は望んでいるということを強く訴えていきたいと思っております。

そろそろ来年度の予算編成にもかかわってくる時期ですので、方針としてお伺いをしたいのですけれども、学力向上のために今考えていらっしゃる新たな取り組みがあるのか、お知らせをいただければと思います。

○小久保学校教育課総括課長 来年度に向けた学力向上に関する施策ということで、さまざま検討段階のものもございますが、いずれいわて県民計画（2019～2028）及び岩手県教育振興計画に基づいて必要な施策を講じてまいりたいと思います。

県民計画におきましては、確かな学力の育成について、大きく3本の柱を立てています。一つは、社会で活躍するために必要な資質、能力ということで、比較的幅広く学力というものを位置づけて、全体的に政策を推進していくという視点。二つ目としましては、諸調査やICTの活用等による児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実ということで、授業とか学校の教員の営み、子供の学びに関する視点。三つ目といたしましては、これは主としては高校段階になるわけですが、生徒の進路実現の推進の視点ということで、対応を計画に盛り込んでおります。

このうち、一つ目につきましては、新学習指導要領の全面実施を控えておりますので、学習指導要領の中身に関する周知等には引き続き当たっていくということがございますし、例えばICTですとか、新たな課題に対応した取り組みも検討しております。

また、岩手県小・中学校学習定着度状況調査等につきましては、教員が授業改善に一層の注力ができるような方策の一つであるわけですので、そういう視点からの調査の改善ができないのかということを検討しております。

また、進路実現につきましては、6月の一般質問で佐藤教育長から答弁申し上げましたが、本県の課題の一つである医師の養成について、集中的、体系的なプログラムの実施等

も含めたさまざまな進学への支援策の充実を検討してまいりたいと考えております。

○千葉絢子委員 いずれ子供たちをどう育てたいかという方針が、学校の現場、親たち、それから子供たちにもしっかり伝わっていくような取り組みを通じて、学校が楽しい、勉強が好きだという子供たちがふえていくことが私は理想だと思っております。私は、学力向上だけを申し上げているのではなく、子供たちの悩みに寄り添うためには、カウンセラーの方におかれましては人の心がわからなければいけないと思っておりますし、トータルでバランスのとれた人材を育成していかなければいけないのだろうと思っております。

ただ、テストが多いとか、岩手県小・中学校学習定着度状況調査は必要ないのではないかという意見も時々お聞きいたしますけれども、高校入試、大学入試というのは必ずどの子供たちも通る道でありまして、そこで初めて自分がどこのランクにいるのかがわかるという状況では、子供たちにとって、そこで急に自己責任かという、はしごを外された思いになるような子供が出てきては気の毒だと思っております。この学力向上の取り組みは、県教育委員会としても市町村教育委員会と連携をしていただいて、子供たちの可能性を広げるためにも、今後10年間でしっかりと結論というか、成果を出していただきたいと思います。以上です。

○斉藤信委員 今学力向上論議がありましたけれども、全国学力テストの実施要領で何と言っているかということ、あくまでも学力の一部ですということなのです。岩手県小・中学校学習定着度状況調査も同じなのです。市町村も同じことをやっているのです。だから、そういう意味で、今の議論を聞いていると、教育の目的は受験対策の学力向上ではないのではないかと。目標はあくまでも一人一人の人格の完成ですよ。そして、子供たち一人一人の希望をかなえるという、そこに教育の一番の目標があるわけだから、まずそのことに触れた上で私の質問に入ります。

高校再編について、この間3度ですか、ブロック別の検討会が開かれたと思っておりますけれども、ここで出された主な意見、そしてそれを受けて県教育委員会は今後どのようなスケジュール、プロセスで、高校再編計画の後期計画を作成しようとしているかを示してください。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 高校再編計画は10年間の計画でございます。平成28年度から令和7年度までとなっております。その後半の令和3年度から令和7年度までの後期計画の策定に向けて、ただいま斉藤信委員から御指摘あったように、昨年末から地域検討会議を開催しております。昨年12月から1月にかけて1回目、ことしの5月に2回目、8月に3回目を開催しております。

検討会議の3回を通じて、どのような意見が出されたかでございますけれども、一つは各地域で伺い、全体で共通しておりますのは、地域の産業人材の育成という観点で興味、期待を抱いていただいているという意見をたくさん頂戴いたしました。それから、県内では1学年3学級以下の学校が四十数%に上っておりますけれども、小規模校について、その意義、役割、あるいは統合等については慎重にしてほしいという意見もございました。

それから、少人数教育をこれまで以上に充実してほしいということ。あるいは学科については、地域のニーズを踏まえた学科の設置が必要だということ。それから、現在の学校、学科をできる限り残してほしいという意見もございました。他方で、これだけ生徒の数が減っている中で、この状況に鑑みて統合等を進めていくべきではないか、ある程度の規模の学校が、生徒の進路実現に必要ではないかといったこともございました。

そういった意見を踏まえまして、現在意見を集約しまして、前期計画の検証も行いながら、具体的に後期の5年間のスケジュールを検討しております。いただきました意見には、さまざまございまして、一つ一つを並べるといろいろな方向の意見がございますので、その中のエッセンスの部分といったものをできる限り生かしながら詰めてまいりたいと思っております。

今の目標としては、年度内に案をつくりまして、来年度のしかるべき時期に策定と考えております。もう一度地域検討会議を開催したいと思っておりますが、具体的な時期については改めて決定し、御案内をしたいと思っております。

○**斉藤信委員** 私も3回の地域検討会議の主な意見を、県教育委員会が整理したものを読ませていただきました。地域に高校が必要、小規模校でも存続させたいなどかなり強い思いが出ておりましたし、前期のときと違って、市町村が地元の高校の魅力化に全県的に取り組んでいると感じています。だから、この魅力化の努力を見てほしいという声も出ているのが今回の特徴だと思うのです。今までと違って、市町村が本気で地域の高校を守りたい、魅力ある高校にしたいという取り組みがなされているのが今回の後期計画をめぐっての特徴であり、私は大変いい傾向だと思います。今までは県立高校は県教育委員会がやることという雰囲気が強かったのですけれども、今はもう違います。市町村が自分たちの地域の高校を何としても魅力ある高校にしたい、そして地域に貢献する人材を育成したいと。この新しい動き、努力を県教育委員会としてはしっかり受けとめて、評価をすることが大事ではないかと思いますが、いかがですか。

○**藤澤特命参事兼高校改革課長** ただいま斉藤信委員から御紹介ございましたとおり、各地域から出席されている首長、教育長、産業界の代表の方々などといった方々から地域の高校の意義、あるいは支援をしているという実態、実情も承知しております。具体的に申し上げますと、通学費の補助といった経済的な部分もそうですし、公営塾のようなものを設置している地域もございます。また、昨年度、高校再編を考える首長懇談会を設立されまして、2回ほどそういった会議を持っているということでございます。そういった取り組みについては、教育委員会としても心強く思っております。そういった御意見も踏まえながら、他方で、先ほど少し御紹介しましたが、これだけ生徒が減っている中で一定の学校規模を確保するというのも大事だという声もありましたので、そのあたりの両方を考えながら具体的な検討を進めてまいりたいと思います。

○**斉藤信委員** そのとおりだと思います。ただ、私が高校再編の方針で疑義を呈したのは、4ないし6学級が適正な学級数ということですが、今回の意見の中にもあるのですが、私

は全県的な基準で一律に見られないのではないかと思います。都市部と違う地域でも同じ基準でいいのかと。実際に、さっき言われたように3学級以下の規模の高校が47%ですか、43%ですか、必要だから残っているのです。しかし、基準から見たら適正ではないとなってしまうのですが、そんなことないと思うのです。3学級規模、また2学級規模の学校は適正でないというのはおかしい基準。この意見の中にも、4ないし6学級を画一的に当てはめるべきではないのではという意見がありましたけれども、そういうことも含めて、地域で合意できるような内容の高校再編計画を英知を結集して作成していただきたい。

案を作成するのは年内ではなく年度内ですか。では、最終的に決まるのはいつごろを考えているのですか。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 高校再編計画の後期計画は令和3年度から令和7年度まででございますので、令和2年度中には策定と考えております。令和2年度中といいますが、ぎりぎりということではないと考えてはおりますが、現段階では令和2年度に策定と考えております。案については、今年度中を目途に公表できるように考えております。

○斉藤信委員 県教育委員会が高校再編に当たって、これまでも3回、丁寧に地域と協議をしてきた。恐らく全国に例のないことです。そして、今紹介したように、市町村が、自分の地域の高校ということで真剣に考えて、高校魅力化計画に全県規模で取り組んでいる。これも恐らく全国に例がない。岩手の教育にとって、その点では評価するところがあるので、皆さんがしっかり意見を聞き取り、それを受けとめるということ。市町村が県教育委員会任せにしないで、魅力ある高校づくりに市町村の立場で積極的に取り組むことが広がっていると。ここをぜひ統一した形で案が出されるように期待をしたいと思います。

次に、第2の問題でありますけれども、実は臨時国会にとんでもない法案が提出をされました。それは、1年単位の変形労働時間制の導入です。これは給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の改正という形で出ています。この内容について簡潔に示してください。

○山村教職員課総括課長 1年間の変形労働時間制についてでございます。学校が開かれている期間と長期休業中の期間、例えば夏休みの期間などで、繁閑の差に応じて勤務時間を設定しようというものでして、イメージ的には、例えば4月に一定時間、通常よりも長い勤務を行いまして、その分を夏休みの8月に少なく働いて、それを休みの的に扱うという内容だと承知しております。

○斉藤信委員 この法案はとんでもない。今でさえ苛酷な長時間労働を強いられている教員に、さらに長時間労働を押しつけるものです。わかりやすく言いますと、繁忙期は1日10時間まで可能。この繁忙期は授業が行われている期間で、1日10時間まで可能なのです。こんなことをやったら、今でさえ時間外勤務が月80時間、100時間を超えている教員がとんでもなく多いのに、もっと働かなくてはならない。夏休みに集中的に休みをとらせるなんて、今でさえとれていないのだから無理です。そういう意味では、この法案の中身には教育委員会、学校を挙げて反対しないと、とんでもない長時間労働がさらに押しつけられ

るといふことになりませんか。

○山村教職員課総括課長 この法律案については、臨時国会に提出されたということで、示された段階でございます。今齊藤信委員からお話があったようないろいろな論点などについては、国会の審議などで議論されていくものと承知しております。もちろん法律についてで、全国のことですので、そういった議論の状況などを注視していきたいと思っております。

○齊藤信委員 注視していたら多勢に無勢で強行採決されるのです。だから、採決させないことが大事なのです。ある調査では、8割の教員がこの制度は現実的ではないと答えております。市区町村教育長のアンケートでは、42.2%が導入に反対、賛成は13.6%。この数字は1月7日付の日本教育新聞で紹介されたものです。賛成はほんの一部で、圧倒的に反対です。

そこで、お聞きしますけれども、先ほど教員の長時間労働の質問がありました。時間外勤務が月80時間以上、100時間以上の教員は実数で何人ですか。

○山村教職員課総括課長 教育委員会では、時間外勤務が月平均で80時間以上の教員、100時間以上の教員という形で把握していきまして、昨年度は月平均で80時間以上は360人、そのうち100時間以上の教員は181人になっております。

○齊藤信委員 平均というのが実態をあらわしていないのです。人事委員会が独自に教員の超過勤務時間実態調査をやっています。高校の場合、時間外勤務月100時間以上が670人を超えています。それは全体の19%です。時間外勤務100時間以上ですよ。100時間以上が約2割で19%。教員は8時間労働制ですよ。皆さんの勤務時間は午後4時45分までですか。これが10時間になったら、勤務時間は夜7時までになるのです。もっと働けど。死んでしまうのではないですか。実際に教員の過労死が出ているのです。

この変形労働時間制は民間で一部導入されていますけれども、恒常的な超過勤務のない職場という前提があります。学校の現場は、ほかの職場以上に深刻な恒常的な長時間労働があるところですよ。こんな職場で10時間労働制なんかやったら、教育どころではないでしょう。この1年単位の変形労働時間制は、私は絶対阻止しなければならぬと思うのです。同時に、これが通った場合には、県の条例改正が求められるのです。県は条例化しないと、学校はこれを採用しないということもできるのだと思うのです。やらなくてはならぬと思うのです。これをやらなかったら教員の命を守れません。私はそう思いますけれども、佐藤教育長、いかがですか。

○佐藤教育長 先ほど内容については山村教職員課総括課長から説明がありましたけれども、さまざま学校現場の実態があると思います。そういった中で、今回この法案が出されるという動きになってきておりますけれども、まず私どもも現場の実態を踏まえながら、国あるいは他県の動向等もしっかり見きわめつつ、慎重に検討していきたいと考えております。

○齊藤信委員 慎重に検討もいいけれども、臨時国会で法案が審議、強行されようという緊迫した状況なので、私は意思表示をちゃんとやっておく必要があるのではないかと思います。

ます。これは給特法の改正で出ているのです。給特法というのは何を決めているかということ、1971年に公立教員の給与を4%増額調整する一方で、教員に残業代を支給しないと決めたのです。いわば残業代ゼロ法案。給特法を改正するのだったら、教員に残業代を出していないこの希代の悪法こそ、変えるべきなのだと思います。

そこで、もう一つ言っておきますけれども、なぜこのときに4%の調整額になったか。その根拠は、当時教員の平均残業時間が週1時間14分でした。1時間14分の分が4%の調整額なのです。今はとんでもない残業時間なのに、残業代ゼロになっているわけですね。大体残業代を出さないという悪法こそ私は見直すべきだと思いますけれども、これについていかがですか。

○山村教職員課総括課長 給特法につきましては、働き方改革の国における議論の中でもテーマになり、検討もされたと承知しております。そういった検討の中で、今回の変形労働時間制の提案もあったと承知しておりますけれども、全国的な制度でもございますので、国において議論されていくものだと承知しております。

○斉藤信委員 異常な長時間労働が強いられている教員の現場で、今何が求められているか。教員の大幅な増員です。先ほど教員の指導力という議論もありました。これは大事なことなのです。今長時間労働になっているけれども、授業の準備ができない。例えば小学校でいきますと、当時1日の授業のコマ数は4コマでしたが、今は6コマです。授業時間数はふえていて、授業の準備ができないのです。そのほかにさまざまな、県教育委員会に対する報告事項その他が多くなっている。学力テストもその一つなのです。そういうところを改善して、先生一人一人が一番大事な授業の準備ができる、いわば授業で勝負ができるという条件をつくることこそ、教育行政の一番大事な仕事だと私は思いますけれども、いかがですか。

○山村教職員課総括課長 学校において教育活動がきちんと行われるように教職員を配置するというのが一番大事なことだと思っております。教職員の定数については、斉藤信委員も御承知のとおり、国の標準法により定められておまして、一方で定数改善計画については定められない状況が続いているということで、教育委員会としても国に対して定数改善計画をきちんと策定して措置していただくように要望しておりますし、今後もそういった働きかけを継続していきたいと考えております。

○斉藤信委員 OECDの中で、GDP比で教育の支出額が最低なのは日本です。いわば教育にお金を使わないで仕事だけふやしているのです。これは異常なことです。予算をふやしてやるのがふえるならまだしも、予算はつけないが、負担はふやすと。私は、一般質問でも全国学力テストと岩手県小・中学校学習定着度状況調査の話をしました。小西和子委員もこの問題を取り上げました。全国学力テストの事前学習をやったのは、小学校は63%、中学校は20%です。一方で、岩手県小・中学校学習定着度状況調査の事前学習をやったのは、小学校は85%、中学校は36%です。試験だけではないのです。どのぐらいの事前学習をやったかということ、4時間以上というのが全体の30%です。4時間以上やったら

授業ができなくなるではないですか。授業の準備がますますできなくなるではないですか。

本来教師には裁量権があって、向き合っている子供たち一人一人に行き届いた教育を進めるのが教師の一番大事な仕事なのです。私は、こういうテスト漬けの教育が教師のそういう努力、裁量を奪っていると思います。だから、学力テスト、テスト漬け、国もやる、県もやる、市町村もやる、そのために何回も事前学習をやる、これはゆがみではないですか。いかがですか。

○小久保学校教育課総括課長 学力に関する諸調査に関するお尋ねをいただきました。

子供たちの実態に応じた教育、学習指導を行っていくためには、学習指導と、それが子供たちにどのように身についているかという評価ということで、学校はその学校に応じた、いわゆるテストと呼ばれるものを評価の一環としてやっているという認識をしております。

それから、子供たちのつまずき等を把握して授業活動に生かすために、調査として県の学力調査、それから国の調査があって、市町村は市町村の主体的な判断に基づいて域内の学校の学力把握のために調査を行っているという認識をしています。

県の調査は……

○斉藤信委員 私はそういうことを聞いているのではないのだ。ゆがみではないかと聞いているのです。答えだけ言ってください。あなたの説明を聞いているのではないの。

○小久保学校教育課総括課長 調査については、あくまで子供たちの学習のつまずきに寄り添った教育をするために授業改善を推進するという趣旨で行っております。また、その調査の活用については、先ほど事前学習ということがありましたが、テストのための事前学習かについては、その数字については当方として把握はしておりません。先般改訂した過去の諸調査問題の活用のガイドラインにおきましては、この調査実施前に授業時間や授業外の時間を使って集中的に過去の調査問題を練習させるなど、数値データの上昇のみを目的にしているととられかねないような取り扱いについては、不適切かつ効果のない活用例と明記をしたところがございます。これまでは不適切と書いておりましたが、不適切かつ効果のないところまで書いて、通知によって周知をし、研修等でも周知をしております。あくまで調査を子供たちの授業準備、授業研究にも活用していただくということが大事だと思います。

なお、調査につきましては、さまざまな調査があることは斉藤信委員御指摘のとおりですので、今後、市町村教育委員会等との意見交換等も行いながら、全体的な調査のあり方について検討していきたいと思っております。

○斉藤信委員 本来一人一人の学力がどこでつまずいているかわかるのは教師なのです。あなた方はテスト、点数で出さなければ安心しないとなっているのです。世界で学力1位を争うと言われるフィンランドは試験がないのです。それでもPISA（OECD生徒の学習到達度調査）の試験をやると世界でもトップクラスなのです。点数で評価しないと安心できない。中毒にかかっているのではないかと思うぐらいテスト漬けですよ。これについては、ここで議論してもしょうがないので、ガイドラインというのだったら、ちゃんと

それが徹底されているか調査すべきなのです。教職員組合はちゃんと調査してデータを出しているわけだから。

最後ですけれども、もう一つ重大な問題が、大学入試に係る英語の民間試験の問題であります。これ全国高等学校長協会が延期してほしいと、今のまま実施してはならないと。なぜかという、七つの試験機関がありますけれども、それぞれ統一したものではありません。これは受験料もかかり、どこで開かれるかもわかりません。そういう民間試験が大学入試の共通の基準として成り立つのかと。今受験生が一番不安に感じていますよ。私は、そういう点で、恐らく県高等学校長協会も大変な不安を感じているし、一番不安を感じているのは受験生です。この点について、どう把握をし、県教育委員会はどうか対応しているのでしょうか。

○里館高校教育課長 英語の民間検定試験についてでございますが、確かに場所が未定のところもありますし、大学が利用する、しないというのもまだはっきりしないままとなっております。今月上旬にはっきり出たのは、4年制大学660校のうち70.9%の539校が利用すると出ておりますが、未定の学校はそのまま未定のままでもいいという判断がなされました。それに従いまして、今まで国や実施団体等に要望してまいったところでございますが、生徒の不安を何とか解消し、不安なく受験できるようにということで、業者等にも何とか高校の会場をお願いしたいという形で調整をしてきております。

○柳村一委員長 御発言の途中でございますが、斉藤信委員に申し上げます。ほかの委員の発言の機会を確保するためにも、御発言はまとめて、かつ簡潔にされるようお願いいたします。あわせて執行部にもお願いいたしますが、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

○斉藤信委員 これでは最後の質問にします。全国高等学校長協会のアンケートの結果は、大いに不安だというのが78.9%、民間試験利用について解決しなければならない課題について、経済格差74.5%、試験の公平性・公正性の確保74.3%、地域格差70.0%、制度設計そのものが問題だというのが60%。これは全国高校長協会の調査であります。そして、全国高校長協会は7月に、不安の解消を求める要望を出しました。9月10日には延期及び制度の見直しを求める要望書を提出しました。

全国の高校長の圧倒的多数がこのままではやれないと言っているのに、強行すること自体、教育の論理に反するのだと思います。一度強行したら、ずっとその弊害は続くのだから、そういう意味でも、どこの場所でやられるか、どのくらいお金がかかるか、言われたこの不安というのは深刻なもので、これから教育の体系を考えると、こういう無謀なやり方はやめさせることが必要なのではないか。最後、佐藤教育長に聞いて終わります。

○佐藤教育長 国でいろいろな動きがあつて、進めておりますけれども、そういった中で、実際に受験する生徒たちの不安と、それから当然指導する立場の学校、また生徒の親、父兄もこの先どのような形でしっかりと対応ができるのかと不安になっております。都市部であれば、さまざまな会場等、あるいは交通の利便性等、条件がよろしいわけですが、本県のように広大な県土面積を有している中でこういった会場が準備されるの

か、そこで生徒たちが実際の受験をするわけですので、さまざま不安を抱えながら、実際に経費がかかることも想定されます。

私どもとすれば、とにかくそういった不安の解消に向けて、あらゆる情報の収集等、それから学校現場を通じ、生徒たちのその不安感の払拭に努めるよう、適時適切に情報収集をしながら伝達をしまいたいと考えております。

○小西和子委員 先ほど岩手県小・中学校学習定着度状況調査の話がありましたので、何度も話をしているのですけれども、OECD調査で日本の小学校、中学校の教職員の勤務時間が群を抜いて多いということは皆さん御存じだと思います。そして、その内容を見ますと、教育委員会への調査等の報告物が平均の2倍あります。岩手県小・中学校学習定着度状況調査もそれに入ります。それから、クラブ等は4倍になります。肝心の子供と向き合う時間、授業時間、授業の準備の時間は、週2時間18分と平均より短いです。申し上げたいのは、調査等の報告物をとにかく減らし、そういう事務的な作業を減らすことをやらなければならない。部活動については今いろいろ取り組んでおりますけれども、子供と向き合う時間をふやして、学力とは何ぞやということもありますけれども、先ほど千葉絢子委員も言いましたけれども、子供に学力をつけるのが教職員の役目なのです。だから、その時間をふやすために、文部科学省はそういう調査を一元化しなさいという通知を出していますよね。わからないという人はいないと思います。文部科学省からの通知があるのですから。だから、岩手県小・中学校学習定着度状況調査をやめたらどうですかと言っているのです。市町村のCRT（目標基準準拠調査）、NRT（集団基準準拠調査）は、小学校で85%、中学校でも77%だったのでしょうか、やっていますので、そこでつまずきもわかりますし、指導法もわかります。それでだめで、そんなに岩手県小・中学校学習定着度状況調査が大事だったら全国の学習状況調査をやめさせたらいいのではないですか。この間の10月2日の調査のときに、県教育委員会が間違ったがために現場が大混乱しました。入力、訂正、どんなに大変だったのでしょうか。学習発表会の時期でしたので、その分、何時間も何時間も、それぞれの学校の担当教員は過重労働を強いられたのです。ペーパーを見ながら言いますけれども、現場がどんなに大変だったかということを全然わかっていない。私はそう思います。

調査、調査と言いますけれども、秋田県は学力日本一と言っていますけれども、一生懸命テスト練習をするのです。私の友人が、秋田県にもいますけれども、もう必死になって練習しています。そして、小学校、中学校が全国1位だ、2位だと言っていますけれども、高校に行って、大学に行こうとしたときに普通に帰ってしまうから、ここが問題だということで、岩手県からある人を引き抜いて、秋田の指導にプラスしたという事例もあります。もう退職して戻ってはきていますけれども。

とにかく学力とは何ぞやということですが、指導要領があつて、それに沿って年間の計画を立てます。そのような県学習状況調査、CRT、NRT、全国学習状況調査が入りますと、子供と向き合っただけで授業ができなくなるのです。なぜならば1年間これはどうだ、あ

れはどうだと追いかけて来るではないですか。

それでは、本論に入りたいと思います。最初に、教職員の配置について伺います。7月1日の常任委員会の際にも聞いておりますので、新しい資料が上がってきていると思いますので、まとめて聞きたいと思います。講師の不足分により5月1日時点で35人の未配置があったが、現在はどうでしょうか。

二つ目、産休、育休、病休代替の未配置状況について伺います。

それから、7月1日は昨年度の答弁がありましたけれども、今年度の病休者の人数を校種別に伺います。精神疾患の人数と割合も伺います。

今年度の教員採用試験の校種別倍率と、今後の課題について伺います。まず、そこまでお願いいたします。

○**金野小中学校人事課長** まず、小中学校に係る加配の未配置の状況であります。10月1日現在、小学校7人、中学校10人、合計17人となっております。

次に、小中学校の産休、育休、病休代替の未配置状況についてであります。これも10月1日現在、産休代替に係る未配置は4人、育休代替に係る未配置は2人、そして病休代替の未配置は4人となっております。

○**山村教職員課総括課長** 病休者の状況でございます。8月末現在、小学校で73人、うち精神疾患は36人で30.5%。

○**小西和子委員** 30.5%ですが、36割る73ではないのですか。では答弁は後で。

○**山村教職員課総括課長** 中学校は45人、精神疾患は25人です。割合は後ほどお答えします。高等学校は34人、精神疾患は11人です。特別支援学校は24人、精神疾患は12人です。学校については以上です。

○**高橋県立学校人事課長** 採用試験についてお答えいたします。

小学校の倍率は2.7倍、中学校3.7倍、高等学校8.2倍、特別支援学校2.5倍、全体で3.6倍、昨年度3.7倍でしたので、今年度約0.1ポイントは下がったということでございます。なお、採用候補者の人数は、全校種を合わせまして340名でございます。

○**小西和子委員** 非常に気になるのは、産休、育休、病休の代替が入っていない学校がふえていますよね。これでは、現場は大変なことだと思います。どのような対策をとっているのですか。

○**金野小中学校人事課長** 代替の講師が見つからない場合の採用についてであります。現在少子化による教員免許を有する大学生の減少、景気回復による民間企業の採用増加に伴って講師を希望する人材が減少している状況にあります。このような状況の中、突然の病気休職等に配置できる講師が不足している現状を踏まえまして、各教育事務所では大学と連携しまして免許保有者の情報収集を強化し、講師リストを拡充整備しているほか、ほかの教育事務所または近隣の県への照会、ハローワークへの求人登録等により人材確保に努めております。

○**小西和子委員** 年度途中で講師を探すのは非常に困難だと思います。それで、教育事務

所等に人材をストックして、そこから派遣することをほかの県ではやっていますので、そういうことも考えていかなければ。育休代替、産休代替は何月何日から休みますといったように日にちがわかっているのに、かわりの人が来ないというのは、前代未聞です。どんなに職場が困っているか。職場のことは心配しないでもいいから、ゆっくり元気な赤ちゃんを産んでと送り出しますけれども、大変なわけですよ。ということで、私は教育事務所に人材をストックして、そこから派遣をする。もしくはほかの県よりも割合的に多い指導主事を派遣するなどの対応をしないと学校は回りません。そう思いますので、そういうことも考えてみてください。

では、どうして岩手県の学校は教員が足りないのか、どこに行っても足りない理由はこういうことです。少人数学級、35人以下学級の教職員配置ですが、小学校2年生から中学校3年生まで、およそ220人と昨年度の担当職員からは聞いております。それを国からの加配で賄っているのです。本来であればその加配は、いろんな要請があつて全県に配置されるべきところを、少人数学級の加配で該当の学校にみんな集められると。ですから、他県では人件費を県単で賄っているのです。それを岩手県は財政難だからと言いますけれども、財政難な県はほかにもあるのです。教育にどのくらいの思いがあるかということで、ここは変わるのだと思います。一気にとは言いません、県単を計画的に手当てをして、220人の教職員がふえるのですから、そういうことを考えていかなければならないと。定数改善と佐藤教育長は一般質問で答えましたが、定数改善の前にまず岩手県でやれることを考えてみてください。

それから、もう一つ、先ほども言いましたけれども、岩手県は他県に比べて指導主事の割合が高いと聞いております。これを否定する人はいないと思います。数値がわかっただけでお聞きします。現場の多忙化緩和のためにも他県並みにして、現場の教職員をふやすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○金野小中学校人事課長 まず初めに、教職員数についてでございますが、これまでも教職員の基礎定数に加えまして少人数指導加配など、学校が個々に抱える課題解決のために措置されている加配を配置し、さらに本県では国の補助を利用して、サポート推進事業を進めております。小学校にはすこやかサポート、中学校には学校生活サポートの非常勤講師を配置するなど、児童生徒の基礎学力の定着や学校生活の安定のために対応しております。今後も児童生徒の学校生活がより充実していくよう、学校や市町村教育委員会の要望等を丁寧に聞き取りながら、国の加配や県の事業を効果的に進めてまいりたいと思います。

続きまして、指導主事の数についてでございますが、今年度の小中学校籍の指導主事の数であります。本庁には22名、教育事務所には29名、市町村派遣駐在では60名で計111名となっております。より現場に近い市町村教育委員会の果たすべき役割の重要性が増していることを踏まえまして、本県の指導主事の配置については妥当であると考えております。今後も各市町村を含め県内に指導主事を派遣し、各市町村及び学校の諸課題に迅速かつ適切に対応できるよう進めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 昨年か一昨年でしたか、なかなか講師が見つからないというので教育センターの指導主事が学校に赴いて授業を行うということもありました。人が見つからなかったら、積極的に指導主事が現場に入るということを進めていただきたいと思います。

では二つ目、集団フッ化物洗口について伺います。フッ化物洗口につきましては、この条例ができるときに、学校で協議をして、実際にやるかどうかを決める際、当時の保健福祉部長から答弁がありました。それをもとにして質問したいと思いますけれども、フッ化物洗口にかかわって、歯科医師会とか保健所等から、市町村や市町村教育委員会、さらには学校に直接導入を促す話が出てきております。御存じのように、フッ素は劇薬でありまして、洗口液の調剤を薬剤師以外はやってはならないはずであり、法に違反していますが、県教育委員会の見解をお願いします。

それから、責任の所在が明確になっていない学校が多くあると聞いておりますが、これはゆゆしきことであります。全国的にも2000年から後だけでも3件事故がありまして、中には入院をした児童もいたという報告もあります。これはどこに責任の所在があるのか決めておかなければならないことだと思いますし、インフォームド・コンセントとって、賛成の意見はこう、反対の意見はこうと、両論併記をして保護者から希望をとられているのでしょうか。

それから、フッ化物洗口をした後30分間、うがいとか水を飲むことはできないと子供たちは指導されるのです。そうしますと、熱中症の時期等は危険をはらみますし、間違っただけで飲むということもあります。全く健康には影響ありませんと以前県教育委員会は答えましたが、影響があるから入院する子供が出てきているわけですので、このあたりについて伺います。

それから、フッ化物洗口は文部科学省で提唱している多忙化解消に逆行しているわけです。養護教員の方はフッ化物洗口に100%かかわっています。それから、担任もほとんどかかわっているわけです。ですから、これが毒であるということをわかりながら、非常に切ない思いでやらせなければならないということです。鶴の一声で決まったような市もありますけれども、そんなことをやるのが果たして子供のためになるのでしょうか。

養護教員は、学校全体を見回していろいろ統計をとったりするのですけれども、今教室に入れない子供たちの割合が高くなっております。4校に3校、そういう子供がいると答えておりますし、びっくりしたのですが、授業中に教室から抜け出したりする児童生徒がふえてきております。小学校、中学校を合わせて145校もあるということです。これは、発達障害等が影響していると思われましても、そういうときにも対応しているのです。養護教員の仕事を県教育委員会はわかっていないと思うのですけれども、すごく大変なのです。ということで、養護教諭の多忙化について県教育委員会としての認識を伺いたいと思います。4点お願いします。

○清川保健体育課総括課長 まず、フッ化物洗口の洗口液の調剤についてでございますけれども、薬の調剤につきましては、小西和子委員御指摘のとおり、薬剤師が行うことにな

っておりますが、洗口液の希釈、用いる場合の薄め方につきましては、容量等、歯科医師等の指導のもと、学校保健管理の一部として養護教諭等が行うと認識しております。

続いて、インフォームド・コンセントについてでございますが、まず責任の所在については、実施に当たっては希望する市町村、学校、それぞれに対して県または市町村が説明会を実施することになっております。その中で明記し、周知することとしております。また、保護者への説明会にて、フッ化物洗口の効用、マイナス点、リスク点も明らかにしまして、その上で希望する場合は書面にてフッ化物洗口を希望する、しないということを明記させ、提出をし、さらに年1回、確認の上、毎年実施に当たっている現状でございます。

それから、熱中症の時期の危険についてでございますが、各学校においては実施前後、それから実施中の健康観察を密に行いながら、フッ化物洗口を実施しております。実施に当たっては、実施後一定時間のうがい、飲食をしないことが基本になっておりますが、熱中症が発生しやすい時期ですとか、児童生徒の健康状態に合わせて、場合によっては実施を見合わせる等、柔軟に対応していくことが必要だと考えております。

最後に、多忙化に逆行しているのではないかというお話でございますが、県教育委員会といたしましては、実施に当たる養護教諭1人、あるいは担任1人に業務が集中しないように、効率よく学校全体で連携し、複数で取り組む等、学校の実践事例を紹介するなど、教職員の負担軽減を図りながら、その効果、有効性を狙いながら、実施を進めていきたいと考えております。

○小西和子委員 教育とかかわらないことのほうが大事というのが県教育委員会の見解ということでよろしいですね。その分、何か別なものをスクラップしてくださいね。それは約束してください。

知事は、教育の分野においては、子供たちを相手に、人間と人間が直接触れ合う中で学びというものが行われるわけでありますので、教員の健康、そして子供と触れ合い、子供の学びを促していくための勤務のコンディションがきちんと維持できるような働き方改革が岩手においても特に重要でありますので、教育委員会がきちんと取り組んでいくことを期待いたしますと、フッ化物洗口の質疑をしたとき、答弁しております。

では、次に行きます。私が驚いたのは学校の働き方改革についてであります。2020年の新小学校学習指導要領の全面実施に向けて、過重労働となることは明白であります。教職員数をふやすこと、これまでの業務を大幅に減らすことが求められると考えます。事前にどのような対策を講じますかと言ったら、こういう研修があるといった、びっくりする回答が来たので、教育委員会は何も考えていないということがよくわかりました。今でさえ大変な状況であるのに、授業時数はふえる、やることはふえる、こんな状況で学校がもつのでしょうか。対策がなければ、さらに教員志願者を激減させる要因になるのではと危惧しております。小学校の採用試験の倍率はかろうじて2.7倍で踏みとどまっていますが、3倍を割ると危険水域なのは御存じですよね。さらに、こんな状態では、こんな忙しい仕事にはつきたくないとなります。教育実習をして進路を変える方が多いと岩手大学の教授

に聞きました。今だから言いますが、何代か前の教育委員会の次長は、子供に教員になりたいと相談されたそうで、だめだ、大変な仕事だからやめたほうがいいと言ってやめさせたということです。その次長が岩手県の教育のあり方を変えて、子供にもどうぞと言ってほしかったと思うのですが、先に立っている方たちでさえ大変だと思っています。2020年の小学校の学習指導要領の改訂に向けての県の対策、どう進めるかではなくて、どうやって先生たちが倒れないようにするか対策を伺います。

それから、まとめて伺いたいと思います。ワーキンググループをつくって学校現場の皆さんの声も聞いていますと言うのですが、ワーキンググループでさまざまな提案をするのですけれども、それもだめ、これもだめと、なかなか実現に至らない。どうも担当の職員が学校現場のことをよくわかっていない方のようです。この中で学校現場、特に中学校などについて、わかっていらっしゃる方も何人かいらっしゃいますよね。その担当にプラスして、そういった提案を真摯に受けとめていただきたいと思います。

まとめて聞きます。目標のためには、働き方改革プランの取り組みを着実に推進していきますと、私が事前にお伺いした質問に対して答えております。具体的にどうするのか。その結果の見通しがあるのか。あるのであればお答えいただきたいと思います。3点お願いします。

○山村教職員課総括課長 教員の多忙化解消が非常に重要な課題であることから、昨年度、県教育委員会では働き方改革プランを策定し、集中的に取り組んでおります。新学習指導要領の全面実施などへの対応等も必要なのはそのとおりでございますので、このプランで定めた取り組みを着実に実施して、確かな成果が得られるようにしていきたいと考えております。

ワーキンググループでございますが、メンバーに現場の先生方に入っていていただきまして、職員団体の方もメンバーに入っていていただきまして、具体的に検討を進めていただいております。ワーキンググループを進めるに当たっては、できるだけ具体的な改善につながるような提案をしたいということで、二つのチームに分けて具体的に実施をしております。

最後でございますが、働き方改革プランの中では、教職員の負担軽減の取り組みと健康確保の取り組みという大きな柱を立てて、その中にチームとしての学校、教職員の業務改善、部活動の適正な運営といったように柱立てしまして、やるべきことを挙げております。プラスして、ワーキンググループでも現場視点で改善項目をさらに検討しております。こういったことを着実に実施して、プランの目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○小西和子委員 具体的ではなく、抽象的ですよ。具体的に岩手県小・中学校学習定着度状況調査をやめますとか、学校公開をやめますなど何か打ち出さなければ達成できませんよ。確かに部活動指導員が入ったとか言っていますけれども、長時間労働が改善されたという実感が現場はないのです。それどころか、さっきお話ししたように、精神疾患の職

員がどんどん出ている。精神疾患は、長時間労働に起因するものがほとんどだと捉えておりますけれども、その方たちが現場に戻ると、配慮しなければならない職員ということになります。そういう人たちが今ふえてきているという悪循環になっていることを受けとめていただきたい。

佐藤教育長は今年度からですけれども、10年前に多忙化解消のいろいろな案を考えて、そして巻頭文を書いた方でもあります。その決意のほどをお聞きします。具体的に進めていかなければならないです。フッ化物洗口、市長の鶴の一声で入れるとか、歯科医師会の役員に來られたから入れるかと、学校は何でも屋ではないのです。もう少し岩手の子供の幸福のために、教職員の命と健康を守るために、県教育委員会は何を決意してやるのかお答えください。

○佐藤教育長 6教育事務所管内の全ての校長を対象に、春の地区校長研修講座で1時間ほど講義をしまして、その際に、10年前の教職員の負担軽減についての多忙化解消の提言集を、10年前に私がかかわってつくりましたと申し上げました。皆さん御存じなのか確認をしたところ、残念ながら多くの校長先生方は御存じありませんでした。昨年、岩手県教職員働き方改革プランを策定しまして、今目標を掲げて必死に取り組んでいるところであります。基本的には、昨年の働き方改革プランの内容については、10年前の多忙化解消検討ワーキンググループの提言集に沿ったものと理解しております。ただ私も10年前の平成21年3月に提言集を発行していますが、まる10年たってもほとんど変わっていないということ、ある意味では進んでいないと。ただ、そういった中でも、背景には新学習指導要領の改訂、英語教育などさまざまな教育を取り巻く環境が変わってきて、仕事がふえているというのはまさにそのとおりだと思います。

そういった意味では、具体的な取り組みをいかに達成していくかということでもありますけれども、まず就任以降私に取り組んできたのは、地区校長研修講座では小中の校長先生方一人一人に、部下の教職員一人一人をきちんと見てくださいと申し上げております。それから、県立高校の校長、副校長の研修講座の際にも、私の中に入って、いろいろと直接話をする機会がありましたので、やはり教職員一人一人の状況を把握して、そしてきちんと業務の改善を提案をしてくださいと申し上げております。どうやれば超過勤務の時間が減るのかとか、どういうやり方をしたらいいのかということを、しっかり一人一人、各校長が見て、そして具体的内容について相談をしながら、改善できるところはどんどん改善していただきたいと思いますという話をしてきました。

あとは、いろいろな制度を活用した対応、あるいは見直しという点については、いろいろな関係する立場の方々とも十分な議論が必要だと思います。そこは時間がかかるかと思いますが、一つ一つ内容についてしっかり議論をしながら、改善すべきところ、改善できるものについては早期に対応するように、具体的に取り組んでいきたいと考えております。

○山村教職員課総括課長 先ほど数字を間違えておりました。済みません。病休者について、もう一度言い直します。小学校は病休者が73人、うち精神疾患36人で49.3%。中学

校は45人、うち精神疾患は25人で56%。高等学校は34人、うち精神疾患は11人で32.4%。特別支援学校は24人のうち精神疾患は12人で50%でございます。

○柳村一委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 再開します。

この際、10分ほど休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○上原康樹委員 事前にお知らせしていなかった質問ですけれども、ざっくりとした組織と人間の向き合い方についてのお話でございます。

一つです。先ほどもほかの委員から、先生という仕事は、ある意味追い詰められている、ぎりぎりの日々であると聞き、さらによくわかりました。そういう先生たちが、スムーズにみずからの仕事を進めていける状態であるのか。非常に追い込まれた精神状況で仕事をしている中で、例えばミスが起きるわけですね。不祥事などは言語道断ですから、これはこれで置いておくとしまして、不祥事までに至らないけれども、表に出なくても教師としてミスをしてしまうということもあると思うのです。具体的にあり得る、あるいはよく報告されるミス、過ちというものはどんなものがあるのか。先生たちのこれまでの経験の中から教えていただきたい。代表的なもので結構です。

それで、私の話の先にあるのは、組織というのはミスをした先生に対して罰を与えるとか、処分をするという流れになってくると思うのですけれども、その処分などを下すときに、どれだけミスをした本人から、そのミスがなぜ起きたのかという事細かい事情をきちんと聞き取りを行っておりますでしょうか。意外にミスというのは、現場の仕組みですとか、あるいは制度に潜んでいるゆがみ、ひずみ、そういうものが複雑に絡んできて、結局ミスに追い込まれていくという場合もあるのではないのでしょうか。私も胸に手を当てれば偉そうなことは言えないわけでございますけれども、数々のミスをした人間がどのように処遇されていくのか。組織がそのミスをした個人とどう向き合っていくのかという、ぎりぎりの場面をいろいろ拝見してきましたけれども、そしてそこで聞き取った、非常に貴重な事情、そしてミスをした本人から、こうであればよかったのといった改善点について、本人が深く反省の上、提言できることがあるとしたら、それはきっちりとすくい取って、教訓として継承していく、みんなに周知させるということが行われているのか知りたいと思います。ともすると、ミスをしますと処分、バツテンをつけられて、そのまま静かに片隅に追いやられる教師がいないかどうか心配になります。そういう人を暗いところに押しやるのではなくて、今後のみんなのために貴重な体験を提供してくれたという認識のもと、また再び力強く教職の現場で活躍できるよう、ぜひ配慮をお願いしたいと思います。

すけれども、その辺のお話を教育長からお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○佐藤教育長 事例という話もありましたけれども、私も教育現場にいて教育長になったところではございませんが、総務部長という立場で知事部局において職員のいろいろな不祥事、それからそれに至らなくてもさまざまなミスを見てまいりました。先ほど、地区校長研修講座で私が1時間ほど校長に対してお話をしたと申し上げましたけれども、そのとき私は校長先生方に、最近新採用の教員が多く入ってきている、特に小学校現場では百数十名、多くの職員がはいってきている、中学校でも七、八十名だったと思いますけれども、そういった若い先生方がどんどん入ってくるというところで、最初はミスを恐れて、なるべく上に上げないというようなことが多々あり、それは相談をする機会が少ないということがあると思いますということ。また、もうちょっと話をさせていただくと、最近の若い、大学生といった子供たちは、失敗を恐れると思うのです。まさに先ほどおっしゃったように、失敗を一度でもしてしまふと、それでだめとか、自信を失うようなことになってしまふ。ですから、ネガティブな情報とか、まさに教員採用試験が3倍を切るとどうのこうのという話、本来であれば岩手県の教職員になって、そして岩手の子供たちを、岩手を支える将来の人材として育てていく、その使命感をしっかりと持って教員を目指してほしいという思いがあります。そういった試験をくぐって採用になった。ある意味では挫折の機会も少ない先生方なのだろうということで、知事部局でも、どんどんミスをしてくださいと申し上げておりました。そうすることによって、何も起きなければそのまま素通りになるのですけれども、ミスをして、それにどう対処するか、それをうまく切り抜けて、それがむしろ将来の自分のキャリアの中にとしっかりと残っていくと、息づいていくというようなことにつながるので、校長先生方、管理職は、若い教職員に対してはよく話を聞いて、相談に乗ってあげて、多少のミスはつきものだからと、自信を持って子供たちと向き合っていていただくようにと話をさせていただきました。

また、程度もありますけれども、大きなミスになりそうなときは、相当大きくなる前にいかに組織として対応していくといったところで、直ちに組織の上のほうに上げてください、そして組織でもって対応していきましようと呼びかけております。

また、重大事案が発生した場合には、第一報を早く上げていただいて、そして特に緊急事案とか重大な事案については、危機管理上、初動が一番大変でありますので、そういったところに、組織、関係機関、いろんなどころと連携を図るといったところをしっかりと対応しなければならないということが当然求められますので、その際にも県教育委員会の幹部、まさにトップである教育長にもどんどん情報を上げていただくようお願いをしております。

それから、上原康樹委員から御指摘のありましたように、事が起きたときにその背景にあるもの、あるいは当事者の説明、実際には処分とかいろんな具体的な場面で事故報告書とか、本人の申し立てなどは、きちんと書面でいただいています。そういったところを分析しながら制度のゆがみ、ひずみというものがないかどうか、聞き取り、あるいは調査す

るときに、足りない部分も当然あるかと思えます。そういったときはきちんと組織でもって改めて確認をするといったことをいたしまして、再発防止に向けた改善にも結びつけていかなければならないと。実際そのような形で対応をしております。本当に貴重な御示唆をいただきましたので、今後とも不祥事はあってはならないので、根絶に努めつつ、また教育委員会はいろんな事案、課題が多く、きょうの議論でもさまざま御指摘等もいただきました。そういったところをふだんの業務にしっかり反映させていきたいと思えますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、政策地域部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第1号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち政策地域部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小野副部長兼政策推進室長 議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第1号）中、政策地域部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の6ページをお開き願います。10款教育費、9項私立学校費の9,955万5,000円の増額が政策地域部関係の補正予算でございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、お手数でございますが、予算に関する説明書の63ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略させていただきまして、主な事業を御説明申し上げますので、御了承願います。

10款教育費、9項私立学校費、1目私立学校費であります。まず説明欄の二つ目の岩手県私学振興会貸付金は、新たな資金需要があったことに伴いまして増額しようとするものであります。

次の高等教育負担軽減実施体制整備費は、高等教育の修学支援新制度の実施に向けまして事務処理体制を構築しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって政策地域部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から台風第19号災害に伴う被害の状況について発言を求められておりますので、これを許します。

○工藤学事振興課総括課長 台風第19号災害に係る本日現在の岩手県立大学及び私立学校の被害状況について御説明を申し上げます。

いずれも人的被害はありませんが、県立大学につきましては滝沢キャンパスで倒木やフェンスの一部破損、宮古キャンパスでのり面の一部崩落などの被害が生じているところでございます。

それから、私立学校につきましては、1幼稚園で床下浸水がありますし、そのほか建物、屋根などの一部破損や備品の一部損壊などの被害が2幼稚園、2高等学校で生じております。

引き続き被害情報の収集や復興の推進に努めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになれば、これをもって政策地域部関係の審査を終わります。政策地域部の皆様は退室されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。今年度の当委員会の調査についてであります。去る9月20日に開催された正副常任委員長会議での申し合わせを受け、お手元に配付しております令和元年度文教委員会調査計画案のとおり調査を実施することとし、調査の詳細につきましては当職に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、お手元に常任委員会調査実施要綱を配付しておりますので御確認願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。